

第百五十四回国
参議院財政金融委員会會議録第九号

平成十四年四月四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

有村 治子君
西銘順志郎君

補欠選任

坂野 重信君
清水 達雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下八洲夫君

委員

入澤 肇君
林 芳正君
若林 正俊君
円より子君
山本 保君
上杉 光弘君
尾辻 秀久君
金田 勝年君
中島 啓雄君
溝手 顕正君
山下 英利君
大塚 耕平君
勝木 健司君
櫻井 充君
峰崎 直樹君
浜田卓二郎君
池田 幹幸君
大門実紀史君
平野 達男君
大湖 絹子君
椎名 素夫君

国務大臣

副大臣

財務大臣 塩川正十郎君
国務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君
国務大臣 (経済財政政策担当大臣) 竹中 平蔵君

内閣府副大臣 村田 吉隆君
財務副大臣 尾辻 秀久君

事務局側

政府参考人

金融庁監督局長 高木 祥吉君

参考人

日本銀行総裁 速水 優君
日本銀行副総裁 藤原 作彌君
日本銀行理事 増淵 稔君
日本銀行理事 小池 光一君
日本銀行理事 三谷 隆博君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十九日、有村治子さん及び西銘順志郎君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君及び清水達雄君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。本日の委員に金融庁監督局長高木祥吉君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君、同副総裁藤原作彌君、同理事増淵稔君、同理事小池光一君及び同理事三谷隆博君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下英利君 自由民主党の山下でございます。通貨及び金融等に関する日本銀行からいただいた御報告に関連いたしまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、正にデフレ経済の中で経済が大変低迷している、これを一刻も早く立ち上げなければいけないという大変な至上命題の中で努力をしているわけでございますけれども、日本銀行から都度御報告をいただいております報告書を拝見しております。

すと、非常に環境は厳しいというトーンは十分うかがわれるのでございます。しかしながら、この三月、一昨日ですか、発表されました短観を見ますと、報道等によりまして、大分底値感といいますか、落ち着きが見られるようになってきたという種々の計数も発表されているようであります。

しかしながら、今このデフレの環境の中では、一朝一夕に上向いてくると言えるような環境ではないと私は思っております。確かに、確かに、空売りの規制とか、それから米国の経済が底値を脱して回復基調に上がったというふうな発表を受けて、株価も期待感を持って落ち着きを若干取り戻しているというふうなことが目にされるわけですが、けれども、日本銀行御当局としては、この三月の短観の状況、これが十二月の時点とフラットであったと。市場はもう少し出目が出るのではないかと予測していた部分もありますけれども、少なくとも十二月よりは悪化は止まったということろを踏まえまして、今の日本の景気のこれからの先行きをどう見ていらっしゃるか、そしてこの米国の景気回復が実際の日本の景気に及ぼす影響、これを教えていただきたいと思います。

確かに、在庫調整が大分進んで、これからそれが設備投資に本当に向いていくのか、そのためには何が必要なのか。そしてこの下げ止まり感が確かに大企業ではその傾向は出てきたという中で、やはりまだ中小企業の段階においては非常に景気の低迷感、景気の悪さ、この印象は顕著であります。そのところを踏まえまして、日銀御当局から御答弁をいただきたいと思っております。

○参考人(速水優君) お答えする前に、皆様、御多忙の中をこの日銀半期報のためにこういう場所を、討議の席を設けてくださったことを厚く御礼申し上げます。

御質問の四月一日に発表いたしました短観でござ

ざいますが、私も大体予想していたような線、数字が出てきたんですが、景気の現状につきましましては、設備投資を始めとする国内最終需要が弱めの動きを続けております。家計の雇用・所得環境も厳しさを増している。一方で、米国や東アジアなどの海外経済の回復に向けた動きについては一段とはつきりしてきておりまして、このような海外経済の動向に加えて、為替の円安の影響もあって我が国の輸出は下げ止まりつつあると思っております。在庫調整の方も一段と進んできておりますし、生産の減少テンポもかなり緩やかになってきています。今週初めに公表した短観でも、こうした経済の現状を示すものであったと思えます。

当面、前回と大企業、製造業者の見通しなどは横ばいでございましたけれども、これから先についてはかなり良くなった数値が出ておりましたし、その辺のところは私どもの感じと大体似ているなというふうに思いました。

○山下英利君 これからの先行きはどのように御覧になっていらっしゃいますか。

○参考人(速水優君) 景気の先行きにつきましては、まだはつきり申せませんが、アメリカの方もどれぐらいのスピードで良くなっていくかによりまして、国内の方でも今いろいろ手を打たれ、構造改革がどれぐらいのスピードで進んでいくかということも分かりますので、余りはつきりした見通しを持ってはおりません。けれども、製造業の方については大底を打って、設備投資の方も増えていくんじゃないかというふうに思っております。生産の方は少しづつ伸びていくように思います。ただ、これから新しく日本が、地方を含めてかなり空洞化が行われておりますが、そういうところへ新しい産業が興っていくか、特に非製造業、サービス産業などで新しいものがどんどんできていって、製造業においても付加価値の高いものがこの機会に作られていくと、そういうものがこの経済の成長を支えていくと。

いずれにしましても、民間の需要が、企業及び家計の需要が出てこない限り経済は伸びていきませんし、それがなくてデフレも克服ができません。経済が正常化していくのはそういう過程を通じていく必要があるというふうに思います。その辺のタイミング、外需の方は外のことでもあります。すからつきり言えませんが、そういうことをすべて含めて考えてみても、この辺で底を打って年の後半から少し上がっていくといいなという感じがいたしております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

今のこのデフレを阻止するということがもう終始一致した目標なのでありますけれども、ただ単に金融政策だけではなくて、要するに総合的なデフレ対策、これを同時並行的に打っていかねばならない、正にその中で金融政策というのが大変重要な位置を占めていると、私はそのように理解をしております。次第なのであります。この景気回復というのはすなわち、産業構造の調整とそれからフロアのデフレを止めるということ、これが同時に進んでいかねばならない、しかし一方で、そのフロアのデフレを止めるということは景気も刺激していかなければいけないと。正にいろんな意味での言ってみれば二律背反するようなことを進めていかなきゃいけない局面もあらうかと、私はそのように思っています。

そして、このフロアのデフレが止まらなければ、ストックのデフレを止めるには至らないと。まずフロアの方を何とかしなけりゃいかぬと、そのように思います。そして、それは今盛んに言われている金融機関のいわゆる金融仲介機能が低下している、不良債権の処理の問題においても、すなわち、フロアのデフレが止まらないからますます金融は信用が収縮している、その悪循環の中に入っていると、そういうふうに私は思っているわけであります。

その総合的なデフレ対策の中で、日銀の金融政策として今盛んに言われているインフレターゲットティングについて御質問をさせていただきます。

と、そのように思っております。

物価水準目標を設定をして、今緩和の政策を取っていただいている。言ってみれば市中はじゃあじゃあ状態になっているというわけですね。昔であれば、もうこれだけじゃあじゃあ状態にすればインフレ懸念が出てきて金利が上がってくる、物価も上がってくるというふうに言われたわけですが、今、全くそれが起きない。なぜ起きないかという点、やはり設備投資の需要がない、資金需要がないから実際にじゃあじゃあになったお金が市中、いわゆる中小の企業に回らない、実際の実需に基づいた資金の貸出しにつながらないというふうなところがあるかと思っております。

しかしながら、その日銀の緩和政策によって息をつないでいるという部分は私はあると思っております。そして、このインフレに対して、今まで私たちが全く経験したことのない、今度はデフレの状況からインフレの状況へ持っていくという流れが、このインフレターゲットティングの一つの趣旨であらうと思っております。

物価水準をまず目標にして日銀が資金の緩和政策を取る中で、インフレ率といった数値目標設定によるインフレターゲットティングについて、日銀の御当局はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

ちなみに、諸外国の中央銀行は、インフレターゲットの政策を採用しているところもございまして。そんな中で、日本銀行としてこの政策についてのお考えをお聞かせください。

○参考人(速水優君) インフレターゲットという言葉は、昨年来かなり広く使われてきておるわけにございまして、私もこの問題は十分頭の中に入れて考えてきたつもりでございます。海外でもございまして、やっぱりこれはインフレを抑えるためにインフレのターゲットを作るところが大部分であって、デフレの状態の中でインフレのターゲットを決めていくというのは今まで実例がないと言ってもいいと思っております。日本銀行は、既に昨年、緩和政策をゼロ金利か

ら更に広めて量的緩和に切り替えましたときに、CPIの上昇率が安定的に0%以上となるまで現在の思い切った金融緩和の枠組みを続けるということ宣言いたしまして、デフレ克服に向けた強い意思を表明したつもりでございます。また、このコミットメントの下で、市場に対して極めて潤沢な資金供給を行ってきております。

この結果、短期金利は0%まで低下しております。いわゆるマネタリーベースといいますが、日本銀行から出ていく資金は、流動性は、二月、三月でも前年比三割に近い伸びを示していたわけでございます。現在はこうした金融緩和の効果が経済全体になかなか浸透していかないのが現状であると思っております。

こうした情勢を踏まえまして、現段階ではターゲットを設定しても人々の信頼が得られない可能性が高うございまして、むしろ先ほど申し上げましたように、さつき申し上げたコミットメントの方が分かりやすくまた効果的であるというふうに思っています。

先ほど申し上げましたが、物価の方は経済活動の体温と考えるべきであって、様々な経済現象の結果として表われてくるもので、デフレ脱却のためには、やはり経済全体の基礎体力といえますか、成長があつて初めて物価は上がっていくんだらうと思っております。そのためにも、このコミットメントでゼロを超えるところまで消費者物価が上がっていくことが第一の目標であるというふうに思っております。

○山下英利君 ありがとうございます。

その第一の目標のコミットメント、これに基づいて今の経済環境をごらんいただいて、しかし先ほど私が申し上げましたように、総合的デフレ対策の中で金融政策という位置付けを十分御理解をいただいて、じゃ、二の矢三の矢というときには具体的な目標と、そしてその目標に対しては、これは日本銀行がすべて責任を負うというわけではなくて、本間に種々の環境がそろわなければその目標達成には届かないという国民の理解、これも

大分深まってきたと私は思っておりますので、前向きにと申しますか、ちゅうちよくやはり日銀として金融政策を展開していただきたいと、そのように思っております。

それで、次の質問なんですが、先ほどから総裁のお話の中に為替という話が出てまいりました。正に今これだけ、昨年十二月の状況から今三月の状況になって、やっぱり大きくコメントの中でも出てくるのが米国経済の回復である。やはり貿易によって、日本の輸出によって日本の経済に対する回復というものに対する期待感、これが本当に大きいんだと、そのように思います。

その中で、やはり日本が今直面しているのが為替の環境であります。

為替というのは、もう昔からやはり日本にとつての大きな経済の主たる要因でありましたけれども、今の現在の日本が置かれていく為替の環境というのは、ドルだけではなくて、ここに元という新しい要素が入ってきています。日本の経済が空洞化していく、そしてまた、はたまた安いものが入ってくる。これも単純に労働賃金の格差だけでなく、やはり為替の要因というのは大変大きいんじゃないか。そして今、中国の元は正にドルにリンクした特別な相場形態になっております。

日銀御当局として、ドルと円と元という、この三つの通貨の関係を踏まえたこれからの為替の日本経済に及ぼす影響、これについてお考えをお聞かせください。

○参考人(藤原作彌君) お許しを得て私から答弁させていただきます。

先生御指摘のとおり、昨年来、円相場は各国通貨、元も含めまして各国通貨に対して円安水準で推移しております。これは、日本経済やそれから日本の金融システムに対する厳しい見方が続いているということが一つ、それから、反面、アメリカなど海外の経済の回復に向けた動きがはつきりしてきているという要因などを反映した動きだと解釈しております。このような海外経済や為替相

場の動きは、輸出環境の改善という形で足下の、現下の輸出数量の下げ止まり傾向や企業収益の下支えに寄与しているものと考えます。

日本銀行としましては、為替相場の、経済のファンダメンタルズを反映した、安定的に推移することが望ましいと基本的に考えておりまして、そういう意味で、今後とも為替相場の動向とその影響については注意深く注視してまいりたいと存じます。

○山下英利君 ありがとうございます。

そういった意味で、金融の正に中心であります中央銀行、日本銀行の置かれている立場というのが金融政策の中で非常に明確なものでありますけれども、今、副総裁御答弁いただいたように、為替というものが日本の経済環境の中で非常に重要な位置を占めている。したがって、日本の国内の中だけの金融政策でなく、やはり為替の政策というものも併せた通貨当局の政策の実行というものが、非常に今度タイムリー、時間の勝負というものを考えた場合には大事ではないかと私は思っております。

そこで、私の質問は、金融政策、それから為替の政策、これを連動させる。今だれがどういう形でこれを動かすかということに立ち返ってみますと、財務省、それから日銀、それぞれのお考えあろうかと思っております。財務省、日銀、それぞれにお聞かせをいただきたいと思っております。

○参考人(藤原作彌君) まず、私の方からお答えさせていただきます。

日本銀行の任務は金融政策でございますけれども、現在の日本銀行法では、金融政策の目的を「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する」というふうに規定しております。もちろん、金融政策と申しまして、為替の相場の変動など経済や物価に様々な影響を与えると同時に、金融政策の波及効果の重要なルートの一つでもあるわけです。

日本銀行としましては、引き続き、為替相場変動の影響にも十分に留意した上で、大本の金融政

策運営を行ってまいりたいと考えております。○副大臣(尾辻秀久君) 財務省としてお答え申し上げます。

まず、金融政策について申し上げますと、お話しのように、政府、日銀が緊密な連携いたしましてその対策に取り組んでいくことが重要である、これはもうお話しのとおりであります。

一方、為替相場でありますけれども、この為替相場は金融政策によって影響を受けることも事実でありますけれども、とはいえ、為替相場そのものだけについて言いますと、私どもの立場で申し上げますと、人為的な政策誘導を行う考えはございません、こういうお答えになってまいります。

ただ、申し上げましたように、金融政策の影響があることは事実でありますから、為替の問題と金融政策とはその時々状況に応じて検討されるべき問題である、このように考えております。

○山下英利君 ありがとうございます。

為替については、実際の貿易における実需とそれ以外のいわゆる資本の流出入、こういった面で見るとやはり大変大きな要素になっているのが、今の株価の問題にも出てきますとおり、やはり外人投資家からの積極的な買いであり売りであり、そういった市場混乱、その中で為替も動くといううなことが顕著であります。それをどうとらえるか、これはまたいろいろ御意見があらうかと思っております。そして、日銀の通貨当局としての金融政策にそれがマイナスの影響になるといったときに、御当局が実際それを回避するという手だてというのはやはり必要ではないかと私は思っております。

日銀法の改正等、またいろいろ議論をされておりますけれども、その中であって、やっぱり外債の話、それから有価証券等、そういったいわゆる資本市場取引における日銀の金融政策を、為替政策というところからどうやって反映していくのかというの大きな、今の経済環境における、特に金融面での課題かなと、私はそのように思います。

そこで、追加で質問をさせていただきたいと思っております。そういったデフレ政策の中での金融政策あるいは為替の政策という話をさせていただきます。総合的にとらえて、総合的な今の日本の国の政策運営の中で日銀の在り方です、これはどういう在り方であるべきか。私はイメージとして、例えばアメリカであれば連邦準備銀行、FRB、あるいはドイツのブンデスバンク、あるいはバンク・オブ・イングランド、そういった中央銀行といろいろ比較をいたしまして、今の日銀のあるべき姿というのはどう日銀の御当局として考えておられるのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(遠水優君) 新しい日銀法の下で、特に独立性と、もう一つは透明性といいますが、アカウンタビリティ、説明責任と、この二つのことが新しい日銀法の二つの柱だと思っております。

日本銀行の目標は、通貨を発行して、安定した通貨を通じて経済の安定的な成長を図るということが私どもの責任であると思っております。そして、現在の日本銀行の独立性というものは、政策運営の透明性ととも、世界的な大きな流れを背景にして、様々な検討を経て抜本的に改正されたものであつて、非常に立派な中央銀行制度をお作りいただいたものと考えております。現在最も重要なことは、新しい日銀法にうたわれた中央銀行制度の理念をしっかり定着させていくことだと思っております。日本銀行としましては、今後とも、そのために全力を挙げたいと思っております。

政府との関係について申し上げますと、日本銀行は、日銀法の規定に従いまして、金融政策決定会合などの機会を通じて政府との連絡を密にして、十分意思疎通を図るよう努めております。デフレ脱却という目標や決意につきましても、日本銀行と政府との間で十分共有されていると考えております。

日本銀行としましては、政府と十分な意思疎通に努めて、その上で、独立した中央銀行として政策委員会と協議を尽くして、自らの責任と判断で

政策決定を行うことが求められているものというふうに認識しております。

○山下英利君 ありがとうございます。

同じ質問になりますけれども、この日銀の独立した金融当局、金融の元締という考え方について、財務省御当局はどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 日銀法の三条と四条のことになるかと思えます。

三条において日銀の自主性は尊重されることになっておりますし、また四条におきましては、今お話しになっておられるように、金融政策というのは経済政策の一環でありますから、政府の経済政策が整合的なものにならなきゃいけない、そのためには常に日本銀行も政府と連絡を密にする必要がある、こういうふうな決められておるところでございます。

したがって、この三条と四条の兼ね合いにならうかと思えますけれども、私どもの財務省としてお答えさせていただくいたしますと、そのことを十分ききまえて、今後とも政府、日銀の間で一層緊密に連絡を取り合って、今日お話しの方フレ克服に向けても一層頑張っていく、このように考えております。

○山下英利君 ありがとうございます。

日銀が独立した中央銀行という中であって、国の政策の中の重要な位置を占める、その連携という和をきちんと守って、そして全体的な政策の効果を出していく、これが一番重要ではないかなと、私はそうふうに思っております。

質問としてはいたしませんけれども、今一番言われているのがリスクの管理であります。これは、システムリスク、クレジットのリスク、信用リスクですね、これは盛んに議論をされております。その中で、金融の、中央銀行としてリスクをどう考えるか、そして金融庁としてまた個別のリスクをどう考えるか、このところは整合性が取られているということが非常に必要ではないかなと私は思っております。

全体的に、例えばBISの基準にしても、それは全体の流れです。ですけれども、個別のいわゆる中小、いわゆる市中の金融貸出し、これの積み上げがその金融機関のBISの要求水準を満たすかどうかという流れになります。したがって、マクロの部分とミクロの部分の部分がきちりと平仄を合わせておきませんと、マクロだけ決まってしまうのでそこでミクロにしが寄るということとは、大変日本の経済に対してマイナスであると、私はそのように思っておりますので、是非、今後とも連携をよろしくお願いを申し上げます。

私の質問は以上にとどめさせていただきます。

○峰崎直樹君 民主党の峰崎でございますが、日銀総裁にお聞きする前に、実は、高木監督局長、今日突然お呼びしたわけでございますけれども、実は「選択」という雑誌の四月、一番新しい号に、「銀行自己資本の「詐術」「見せガネ」で三ヶ月期末のいだが」という中に実はあなたの名前が出てくるわけがあります。

どういふことかといいますと、その関係する資料、五枚ものの「ポイント」と書いた資料、私もこれ入手したわけですが、この中に実は、銀行は大丈夫ということで強行突破で行く方針を練った、その三人男というのが財務省と金融庁の事務方だ。三月初めの段階で、武藤敏郎財務次官、森金融庁長官、高木祥吉監督局長の三人が鳩首会議を開き、公的資金の追加注入を見送る方針を打ち出したという。金融庁広報室は、あつたということは否定するというところになっておりますが、念のためお聞きいたすんですが、そういうことについて何らかの、あなた自身何かこれに閣下したとか、あるいは書かれていることに対してどういふことかというのとは分かりますでしょうか。

○政府参考人(高木祥吉君) お答えします。御指摘の事実は全くございません。

○峰崎直樹君 中身、ここで資料を全員に配れば良かったんですが、今日になって入ったわけでありまして。いずれにせよ、この中身に書かれてあることが事実であったとしたら大変なことなわけでありまして、引き続きまた私たちも調査を進めていきたいと思っております。

委員長、高木監督局長はこれよろしゅうございます。

それでは、日銀総裁にまず最初、先ほど述べられましたと質問に関連して一点、景気の問題でお伺いしておきたいことがございます。

それはアメリカの経済なんですが、アメリカの経済が、ITバブルが崩壊をして、そして依然として設備投資が落ち込んでいる、そうした中で非常に景気が上向いてきている、特に個人消費が堅調である。その背景、ずっと調べてみますと、

どうもアメリカのモーゲージ、いわゆる住宅ローンのところの金利が非常に、FRBの金利が非常に低下をさせたということで、私も余りアメリカで生活したことないから分からないんですが、あそこ、アメリカの場合は固定金利じゃなく、金利を借り換えて、そして今の高い金利を安い金利に切り替えることによって、それが事実上個人の所得になっていくというか、そういう形で実は住宅に対する金利低下に伴うバブルが発生しているんじゃないかと、こういう見方をする方がおられるんですが、そういう点、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思えます。

○参考人(増淵裕君) 私からお答えをさせていただきます。アメリカの経済の中で、個人消費が予想外に高いまま、非常に堅調であるということは御指摘のとおりでございます。その背景として、住宅の価格が相当高い水準で維持されているということが影響しているという指摘がございます。

ただいまの御指摘は、住宅ローンの金利、モーゲージの金利が下がったことによってということでございますが、アメリカの金利そのものは、短期の金利はFRBの金融政策の結果として非常に

に下がりましたが、長期の金利についてはそれほど顕著な変化が見られていないと思えます。

個人消費、堅調な背景として住宅の影響があるというのはそのとおりでございますが、それは主として住宅の価格が比較的高水準で安定しているというこの影響が大きいというふうに認識をいたしております。

○峰崎直樹君 まだ引き続きこれ、私たちもずっとアメリカの経済、ウォッチングしていかなきゃいけないと思っておりますが、あれだけの株価の下落した衝撃が果たしてこう簡単に、設備投資も落ち込んでいる中で、引き続き、こんなに早く回復するということ自身がなかなか私も信じられないところでありまして、こういった点についてまた教えていただければと思います。

今日は金融政策を中心にお聞きしたいわけですが、何よりも不良債権問題というのが一番やはり私たちにとって、引き続きこれは重大問題だというふうに思っております。民主党として、これからのこの問題について、今日は金融担当大臣もお見えでございます。是非、不良債権の問題について実態を解明するとともに、本当のことをやはりきちっと明らかにしていかなきゃいけないんじゃないかというのを含めて質問させていただきます。最初日銀総裁、今年に入っても何度も多くの方が実は質問やあるいはこの国会の中でも質問されていますので、何度もお答えになつていまして、アメリカ並みに実施すれば一〇%台ではなくて七%台になつちゃうよということ指摘をされておりました。その根拠について少しお伺いしたいと思えます。

○参考人(遠水優君) 邦銀の主要行のうちの自己資本比率の規制で、国際基準対象行の自己資本比率は、昨年三月末には一一%でありました。これらの銀行について、ティア1から公的資本を除き、かつ繰延べ税金の資産を、繰延税金資産の計上を米国基準並みにした場合に、自己資本比率は七%台まで低下いたします。また、繰延税金資産の計

上をゼロとした場合には六%台まで低下いたします。

数字の説明は以上ですが、私は、こうした試算で、会計ルールにのっとった繰延税金資産の計上や公的資本の算入自体を否定しているわけではございません。私が申し上げたいのはあくまでも金融機関の中長期的な課題であります。それは、公的資本は長い目で見れば民間資本に置き換わっていくべきものでありますし、民間が出資に応じるに足る収益力の強化が必要であるということでございます。

また、繰延税金資産につきましても、将来の収益に対する税金の前払的なものでございますから、やはり収益力を強化しなければ資産としての意味に乏しいというふうに言うべきだと思います。

したがって、いずれにしましても、今後の収益力の向上と、それによる資本基盤の更なる強化を図っていくことが極めて重要だということを強調したかったわけでございます。

○峰崎直樹君 お手元に、私、一応、日本銀行からいただいた資料、二ページと、下の方に数字で2と書いてありますから、多分、「自己資本比率に関する試算」ということで、これは日銀からいただいたものであります。ティア1、ティア2。現行でいきますと、ティア1が二十兆、ティア2が十六・五兆と。控除項目は、これはいわゆる意図的な保有額という持ち合いのやつですね、これを合計すると三十五・九兆。これは、リスクアセットが三百二十七兆で、自己資本比率一%と。これをよく主張されるわけでありまして、そのうち、ティア1の中に公的資本が五兆、それから繰延税金資産四・五兆と、こうあります。

私たちは、どうも公的資本なり繰延税金資産をこの中に入れていくことについて疑問をなし、その都度、柳澤大臣から、いやいや、これはBISのバーゼルで認められた基準に沿っているんだと、こうおっしゃられたわけですから、そこで、柳澤大臣にお聞きします。

この繰延税金資産と言われているものは、現行の日本の会計基準と、いわゆる公認会計士協会の基準が実はあるわけですね、五年までやってよいよという中身であります。私はこれが決まったとき、これ二〇〇〇年でしようかね、一九九九年でしようか、この基準を進めたときに、どうもこの五年という設定をすること自体は無理があるんではないかなというふうに思っています。

なぜ無理があるかというのは、一つは、やはりこの繰延税金資産というのは、翌年にずっと利益が上がつてくるという前提で、そうすると先払いしたやつを実は税でもって後で返してと、こういうことですね。税効果会計に関する日本公認会計士協会による指針というのがあって、その中で六段階に分かれていろいろ出ています。どうしてこのいわゆる五年間というものが認められたのかということが一つ分らない点と、それからもう一つは、銀行というところの、特別に銀行に関しては経常的利益と言われているものがあつて、この経常的利益というものが実際上、これはもうほとんど業務純益に等しいと。そうすると、銀行の場合、今、業務純益がマイナスになるといような銀行はほとんどないわけで、そうするとほとんどびかびかの銀行になっちゃうんですね、全部、どんな銀行でも。それこそ破綻寸前の銀行でも何でも、これはほとんど業務純益から見たらびかびかになっちゃう。

そういうことをずっと考えていくと、このいわゆる五年間までやっていいですよという公認会計士の皆さん方の指針というものが出ているわけですから、これだけでも、アメリカ並みというか、そういうほかの国々と比較したときに非常に甘くこれはできているんではないかなというふうに思っていますが、これはどのように考えておられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、峰崎委員が御指摘になられたとおり、この繰延税金資産のどれだけ計上するかというところは、国際会計基準というもののの中で、まず繰延税金資産というものを時価会

計や何かの導入と同時に入れないと、何というか、全体的に整合性の取れないものになってしましますねというふうなことでこうしたコンセプトが入ってきたことであらうと私認識しております。

それで、その適用に当たっては、具体的な取扱いを、今、委員がお述べになられたとおり、公認会計士協会の実務指針というところで定めておるわけでございます。

これが甘いのかということでございますけれども、じゃ、他国はどうなんだといいますと、アメリカは今委員もお述べになられたような制約を置いているわけですが、他国は、これはもう明示的には実務上の取扱いに任されているというのが一般的でございます。

そこで、今回、そうしたことがたびたび先生からも御指摘いただいているということもありまして、これはあくまでも悉皆的なものではないんですけれども、できる限りの範囲で各国の実務家から個別にヒアリングをいたしたわけでございますけれども、結局、その個別のヒアリングでも、一般的には三年から五年といったところではないか、こういうことが彼らの回答でございました。そんなことから比較をいたしまして、我が国の実務指針が特段何か格別甘いというような状況にはなっていないというふうな認識をお持っているというところでございます。

○峰崎直樹君 もう答えは恐らく言っても水掛け論になるんだろと思いますが、ここで、さっき二つ条件を申し上げましたけれども、一つは、いわゆる上から順番に見て四ランク目以下がっているときに、事業のリストラや法令等の改正など特別な原因による場合はその企業は五ランクではなくて三ランクでいいですよと、つまり五年でいいですよということになっているんですが、もう一つのところの、銀行に対する経常的利益のところが条件の中に、実はバブルの崩壊に起因する臨時多額な債権放棄等が、これはいわゆる非経常的な特殊要因から発生した費用ということ

で落とせると。それを落とせるようになると、実際上はもうどんな銀行でも、さっき言ったように、これはびかびかの銀行になっちゃって、そして五年間なら五年間置けるというのは、これはどう考えても実態にそぐわないんじゃないかという気がするんです。

ですから、五年間繰延べできますよというこの指針というのは、公認会計士協会の指針なんですよ、私が私からすると、これはやはりむしろもっとここは厳しく、公認会計士協会の指針自身にこれはやはり問題があるんじゃないかというぐらゐのことを指摘しない。

こういう形では、その繰延資産というのはある意味ではティア1の中の一歩かなり重要な項目に入っているわけですから、これの言ってみれば十二・五倍まで貸せるところまで入ってくる大きいところですから。しかも、そのティア2はティア1を超えないというところも入っているわけですから、このいわゆる査定というのは、極めてこの自己資本比率を査定するときに、何度も私たちは自己資本比率は非常に問題じゃないかということを言い続けてきたことの一つの根拠なんです。ですから、この点は、我々としては引き続きこれは、一年、要するに五年じゃなくて一年ごとぐらいしかせいぜい見れないんじゃないかと。

とりわけ、銀行がこの間ずっと赤字を出してきている、赤字というか、不良債権処理を含めて、過去何年このいわゆる業務純益以上の含み益を取りつぶりしながら辛うじてこまで来ております。後でまたそれは数字を申し上げたいと思いますが、その意味では、この五年というのは、私は明らかに粉飾になっているんじゃないかということ指摘せざるを得ないというふうに考えているわけでございます。

そこに、資料にございますように、これを除き、あるいは公的資本を除くと実質上自己資本比率というのはもう六%台まで下がってしまうという。大変やはり日本の銀行というのは過少資本だとい

うことを、これは速水総裁にちよつとお尋ねしたいんですが、海外のよく記者会見等で、オタワに行った、G7の会議へ行かれた、海外に行かれたときに、今日は財務大臣お呼びしていませんけれども、G7に行かれた財務大臣あるいは日銀総裁は絶えずこのことを追及されてきたんじゃないんですか。この点、明らかにしてください。

○参考人(速水優君) 海外でこういう指摘を受けた経験はございません。

○峰崎直樹君 総裁、それは、この間ずっと記者会見の記事を調べていますが、海外からいわゆる過少資本、すなわち、これは随分言われたよということをおっしゃっているんじゃないんですか。

○参考人(速水優君) 自己資本が不足しているということは何回か言われております。しかし、今のこの繰延税金資産について、これは外すべきではないかといったような話は受けたことはございません。

○峰崎直樹君 自己資本が少ない。そうしたら、自己資本は一一%あつたらこれは決して、パーゼルの基準からしたら優に八%を超えているんですから、指摘されるゆえんはないわけですね。

じゃ、なぜ自己資本が少ないと言われるんですか。

○参考人(速水優君) いわゆるコアキャピタルというのが少ないんだということは彼らも知っております。そのことを言っているんだと思います。

○峰崎直樹君 とすると、コアキャピタルのところは、今申し上げたように、繰延税金資産と、それからいわゆる公的資金の注入なんでしょう。そうなんでしょう。もう一回それ答えてください。

○参考人(速水優君) 銀行によっていろいろあると思いますけれども、いずれにしても、どこへでも使える本当の意味での自己資本というものが十分でないんじゃないかということは海外でも分かっております。あくまでも必要なことは銀行のそのときの収益力であつて、自分のもうけた金で資本を増やし、それでもって不良貸出しが出れば償却していく、損が出ればそれで消していくとい

うようなことが十分に行われていないということ。彼らにとつても一つの不安の原因になっているんだというふうに想像いたします。

○峰崎直樹君 柳澤大臣にお尋ねしますが、そうすると、海外からはコア資本が不足しているというふうに言われていることについてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) パーゼルではティア1、ティア2というところでやっているわけですが、

けれども、そういうパーゼルの監督委員会と合意されている基準は基準として、他方、やっぱり恐らく、私はもうその場に居合わせておりませんので推測でありますけれども、やはりそういうティア2というような、これは資本性があるんじゃないかというように、これは資本性があるんじゃないかというように、ティア1というものに着目して、

ティア1のレベルはどうなんだということでの話。そういうことで、もつとティア1の資本の充実を図るべきじゃないかということ指摘する向きがあるということをおっしゃっていらつしやるんじゃないか、このように考えます。

○峰崎直樹君 いずれにしても、日本国内向けには一一%あるよ、一一%あるよといっても、国際社会の皆さん方は、いやいや日本の銀行の自己資本というのは非常にコアになる資本というのが少ないよということを厳しく指摘をされているんだらうと思います。

今のコアの資本の少なさと並んで、総裁は恐らくきつと、要するに問題なのは、このいわゆる公的資本もやがては返さなきゃいかぬと、やがては返さなきゃいけない。それからもう一つは、繰延税金資産も、順調に利益が上がってくるようになってくれば、これもやがてともに繰延税金資産が、これは五年どころかずっと優良な企業なら何年続けたつていいわけですよ、そうですね、

だとして、そういうところになっていかなきゃいけないというところで指摘をされているということも私もよく知っているわけですよ。

じゃ、なぜ、これ十ページ目になりましようか、

数字を見ていただきたいんですが、これは全国銀行百三十四行決算の内容を一覧表にまとめたものでございます。

中には、日経新聞からのを含めていろいろさせていただいてるわけですが、この間の不良債権処理、それから経常利益はもちろんそこに記載をしておりますが、業務純益の中ほとんどこの不良債権処理分というのがある意味では足りないという状況がこの十ページの表で出てくるんだらうと思ふんですね。右の方、九三年から二〇〇〇年に掛けての不良債権処理額はおよそ七十・二兆、うち業務純益は三十八・六兆、含み益は十九・四兆、増資が十・九、公的資金投入が六・五と。合わせてこの不良債権処理額は、これまでは何とか業務純益と含み益、公的資金の投入などによって辛うじて押さえてきたというのが実態です。

そうすると、こういう状態というのは来年、これは二〇〇〇年度です。二〇〇一年度、これは恐らくこんなものじゃ済まないでしょうね、不良債権処理は。来年以降どうなるんだらう、再来年以降どうなるんだらう。来年は、日銀の皆さん方の物価の見通しによつても来年はマイナスなんです。これ、そして、今日は竹中大臣お見えになっておられますが、経済財政諮問会議の来年以降の予想も、来年もきつとまだデフレが続くと言っているんです。地価統計もずっと下落をしままなんです。そうすると、これはまだずっと続きますねと、こういうことですね。

一体全体、日本の銀行、金融機関は、速水総裁がおっしゃる通りに、業務純益あるいは諸利益でもって順調に利益が回復していきけるような状態というのは、これは見通し得るんじゃないか、この状態のままで。この点は、ゼロ金利政策をずっと続けておられるわけですから、どのようにお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(速水優君) これまでは自己資本の比率が余り問題にされなかつたと言つてもいいのかもしれないけれども、特にここへ来てその問題が

大きく出てきたのも、やはり不良貸出しの残高が減つていかない。これは自己資本が十分でないからじゃないかというのを考え始めたに違いないと思います。特に、これまでは、昨年の九月までは株式の含み益というものがかなり大きいものが銀行にあつたわけで、そういうものが不良貸出しを消す場合に使え資金であつた、資金のソースであつた、そういうものもこれから使えなくなつてくる、そこへもつてきて収益が、まだ貸出しが伸びていかない、資金の運用が十分に行われていないといつたようなところから、これは、このま

まいつたら自己資本が少なくて困るんじゃないかということ想像して言っていることではないかと、そういうふうに思います。

○委員長(退席、理事より子君着席) 峰崎直樹君 今日、今の業務純益といふか、今の銀行の利益構造といふものをこのままにしていたんでは変ならないんじゃないかというふうに思いますが、今日は時間がありませうから、不良債権といふものは一体本当にどれぐらいあるんだらうか。これはもう何年度もこの間、この数年間と言つていいぐらいずっと議論してまいりました。

その実態問題について、柳澤大臣、今日を私は出発点にしまして、この問題はずっとやはり私たち自身としては、民主党の立場としては、不良債権といふのはもつとあるんじゃないかという考えをずっと披瀝してきましたし、多くのエコノミストの方々も、不良債権といふのは百兆を超えているんじゃないかもしれないと、こういうふう

に指摘する人もいろいろあるわけで、その都度私が聞いている限り、金融庁は、それはマクロの推計でしょう。例えば、GDPの一三〇%の与信をやつてい

る、これは、本来であればGDPの一〇〇%ぐらいがトレンドからしたらさうだから、GDPの三〇%多い、これが不良債権になつてい

るはずだ、こういう言い方で百五十兆という数字が出たりしたこともあります。そういうマクロの推計をやつているから、実はミクロで見ているのは我々なん

だ、大きく出てきたのも、やはり不良貸出しの残高が減つていかない。これは自己資本が十分でないからじゃないかというのを考え始めたに違いないと思います。特に、これまでは、昨年の九月までは株式の含み益というものがかなり大きいものが銀行にあつたわけで、そういうものが不良貸出しを消す場合に使え資金であつた、資金のソースであつた、そういうものもこれから使えなくなつてくる、そこへもつてきて収益が、まだ貸出しが伸びていかない、資金の運用が十分に行われていないといつたようなところから、これは、このま

まいつたら自己資本が少なくて困るんじゃないかということ想像して言っていることではないかと、そういうふうに思います。

○委員長(退席、理事より子君着席) 峰崎直樹君 今日、今の業務純益といふか、今の銀行の利益構造といふものをこのままにしていたんでは変ならないんじゃないかというふうに思いますが、今日は時間がありませうから、不良債権といふものは一体本当にどれぐらいあるんだらうか。これはもう何年度もこの間、この数年間と言つていいぐらいずっと議論してまいりました。

その実態問題について、柳澤大臣、今日を私は出発点にしまして、この問題はずっとやはり私たち自身としては、民主党の立場としては、不良債権といふのはもつとあるんじゃないかという考えをずっと披瀝してきましたし、多くのエコノミストの方々も、不良債権といふのは百兆を超えているんじゃないかもしれないと、こういうふう

に指摘する人もいろいろあるわけで、その都度私が聞いている限り、金融庁は、それはマクロの推計でしょう。例えば、GDPの一三〇%の与信をやつてい

る、これは、本来であればGDPの一〇〇%ぐらいがトレンドからしたらさうだから、GDPの三〇%多い、これが不良債権になつてい

だと、日銀も審査されています。

そこで、不良債権の実態について二つの機関が実は積み上げ方式でデータをやりました。一つは、昨年の十二月の十八日、衆議院の予算委員会、この場で仙谷由人さんが一枚の表を使ってその説明をしたはずであります。もう一つは、実はゴールドマン・サックスというところ、この間は金融庁からおとがめのあったところですが、ゴールドマン・サックスが十一月十六日に、「銀行の資産内容を再考察する」という、保存版というのを出している。昨日、この資料については金融庁に、あるいは日銀にも差し上げておきましたからお読みになったろうというふうに思います。

そこで、その積み上げ方式について、一体積み上げ方式をやったかどうか。積み上げの根拠がありますから、これは全部の金融機関を査定しているわけじゃありませんから、ある意味では、上場企業についてはある程度分かっているくらいです。しかし、上場企業以外のいわゆる全法人となるとなかなか分かりにくいところがあります。

そこで、お手元に、これは何ページ目になるでしょうか、五ページ目になりますかね、上場・店頭企業、金融・保険業を除く上場・店頭企業三千三百九十八社、このデータを、実は日本経済新聞のNEEDSというのと、私がいつもよくお世話になっている中前国際経済研究所というところがございまして、この方々が十一月にこれをまとめられた。十月の終わりだったと思います。ほぼ同時期にこのゴールドマン・サックスも同じような方法でまとめているんです。

二つのデータを今日はお話し申し上げて、それに対して金融庁はどのように考えておられるのか、金融担当大臣、日銀はどう考えておられるのかを教わりたいと思いますが、まず、この五ページの数を見ていただきたいと思います。

三千三百九十八社、一番左の企業数というところのうち、無借金経営をしている上場企業は二百七十社。そして実質無借金というのは、これは有利子負債はあるけれども有利子資産もあって純有

利子負債がゼロのところですね。右から五番目のところゼロになっていますが、これも実質無借金になる。それから自己資本が純有利子負債を上回っているところ、これも、いつでもこれは資本の中から返せますねと。これで二千四百六十八社が大体これは大丈夫だと。以下、この三〇〇超から営業赤字までというのは、これは要するに借金をして、いわゆる負債に対する有利子、ごめんなさい、営業利益ですね、有利子負債分の営業利益、この比率を三〇〇超から一〇〇以下、営業赤字までやったわけでありまして。

そこで、この前提となっているのは、今申し上げたように、その企業数というのはずっと調べていったわけでありまして、そのうちなぜ六〇と五〇以下のところに黒い欄が引いてあるかというと、どうもこの六〇以上と以下とで、ある意味では一つの基準でございまして、この全体九百三十社のうちの四百七十九社、すなわち六〇以下の企業のところは、どうもやはり六〇以下になると借金の金利や元本の一部を返済する能力がなくなっているんじゃないかと。なぜ六〇なのかというと、前提条件は、平均貸出し金利が二・四〇、信用リスク一・六〇、元本返済を二〇ということで一応六〇というふうに仮定をしているわけですね。

【理事田より子君退席、委員長着席】

そうすると、この下の小計四百七十九社が浮かんでくるわけですが、この四百七十九社だけではまだちょっと足りないということで、実は次の七ページを開けていただきたいわけですが、そのうち、四百七十九社のうち株価が百五十円を超えているのは幾らか。百五十円を超えていけば、市場はこの企業はまあまあよくやっていると見るのか、いや百五十円じゃ安いと見るのかはいろいろあるでしょう。百五十円以下のところは二百四十七社、この七ページのところの上段の、上の下の方の斜めの線が引いてあるところですね。これがどうも我々が非常に危ない会社じゃないんだらうかなというふうに見たわけでありま

す、全上場企業のうち。

そうすると、この全上場企業三千三百九十八社のうちの二百四十七、金額にして、企業数では七・三％ですけれども、売上げでは九・六ということですね。そしてここに記載をしておりますが、そのうち、百五十円以下のところの二百四十七社の銀行借入れは二十九・四兆円です。これは全体の借入れは三千三百九十八社の銀行借入れのうちの何％を占めているかということ、下を見ていただきたいと思います。一八・六％を占めています。大体、上場企業で一八・六％を占めているというところは、これを今度は次のページ、八ページを開けていただきたいと思います。法人企業全体にこれを敷衍してみようと。そのときに、一八・六から二〇〇という数字じゃないだろう、やっぱり中小企業だから、やはり能力がない、営業成績が低いところが多いだろうということで、実はその銀行借入れというのは非上場の合計は三百二十六兆円です。これに二五％を掛けて、そして足すと一兆九千二百兆円になります。すなわち、非上場企業の場合は四分の一ぐらいはこれはどうも不良債権になっているんじゃないのか、六〇払えないんじゃないかということ、計算をしますと、これが実は八十一・五兆円になって、さきの上場企業の二十九・四兆円を足すと百一十一兆円になります。もし三割が中小企業が恐らく不良債権になっているんじゃないかと仮定をすれば、九十七・八兆に二十九・四兆から上場企業を足すと百二十七兆、おおよそ百十兆から百二十七兆、百三十兆ぐらいの幅にいわゆる日本の不良債権というのはあるのではないかと。ふうに私たちはこの数字を見ているわけなんです。

もちろん、これにはいろんな前提条件を付けていますから、また、この百二十兆兆すべてが不良債権、もう引き当ても何もしていないかというところじゃないはずですね。もちろん引き当ても付いてはいます。しかし、不良債権というのは一体どのぐらいあるのかということ、積み上げ方式プラス、上場企業以外は積み上げできませんから、データがありませんから、それを法人企業統計に割り掛けて推計をしてみたわけでありまして、この数字について、この算出について、柳澤大臣、どのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、今日出掛けにこの数字を、計表を見せられたので、それは何とか子細に検討するとはならないということ、そういう前提でちょっとコメントというのか、そういうことをさせていただきたいんですが、峰崎先生は、じゃ借金を、常識論として、借金をして返すというのが、すべて当期利益だけでそういうことが可能だということをお考えなんですか。例えば設備投資の資金借りる、片っ方で経費になります。当期利益にとってはマイナス要因ですけれども、減価償却というのをやりますね。これはキャッシュフローはあるわけですね、売上げがありますから。そういうのはどこへどう入っちゃっているんだらうか。

我々は、借金の返済能力というのは、そういう償却であるとか固定資産の減価償却とか、繰延資産の減価償却とかというものの動員をされて返済が行われてくるとも構わない、こういうふうに思っています。

私、これ個人的には、独断かもしれないけれども、例えば短期の運転資金、これは一体どこから返すかっていうおっしゃるんでしょうか。私は、商売が続いている限りそんなもの、返すあればなくていいと思いますよ。最後にその商売やめるというときに、はい、じゃやめますから、片っ方でこれだけ売上げが立ちましたと。多分、売上相当額の中の一部が運転資金の借入金になっているでしょう。その売上代金が返ってきたら、もう仕入れが必要ありませんから、それを返済に充てればいいんじゃないでしょうか。私はそういうごくごく自分の実生活の体験から考えて、そういう仕組みというのはこの中のどこにインプットされているんだらうかということ、この計表を見せられたときに、事務方からいろいろ説明されましたけれども、私の疑問として

そういうことを申し上げたんです。

先生、いかがお考えでしょうか。

○峰崎直樹君 今、家計の話を読みましたね。家計というか、実際の。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 家計なんて言っていない。

○峰崎直樹君 私は、これは複式簿記を使って公会計でいわれるやつっているわけでしょう。そのと

きに……

○国務大臣(柳澤伯夫君) 家計じゃない。

○峰崎直樹君 いいですか。その運転資金が転がっていきうなことは我々もよく分かっていますよ。そうではなくて、実際上の、借入金をして

いる、それがちゃんと払えているかどうか、これが実はあれでしょう——ちよっと、少々お待ちくだ

さい。

要するに、マニュアルを見ても、借金に対してこれがちゃんと払えているかどうかということに

対する評価が実はそのマニュアルの中の、これは要注意だとか管理だとかあるいは破綻懸念だとか、そういう形で出てきているわけですね。とす

れば、借金に対してどの程度利益を上げてい

るか、そしてその中から返せるのか、あるいはそれ

は追い貸しをしているのか。これ、おいおいまた

やりますよ。これ、今日だけじゃありません。

今お話しになった中でおっしゃっていること

は、我々が金融——いいですか、不良債権問題やっ

ているんですよ。不良債権問題をやっているとき

に、金融マニュアルに従って私たちが一つ一つの

それを、これは債権はどうなるかということをや

っているわけですよ。それで、そういうこと

とでしよう。だからそれを今数字を挙げて、それ

についてどうですかということをお願いしているわけ

せん。実体験と言っているんですよ。

○峰崎直樹君 実体験、実体験というのは……

○国務大臣(柳澤伯夫君) 我々の、こういうすこ

い高等な計表を用いた話ではなくて、我々の実体

験。じゃ私聞いたのは、例えば設備投資する、設

備投資の金を利益から返せと言ったら、そんなも

のができるような企業ありませんよ、それは。そ

れは、その会計経理上は損になりません減価償却、

そういうようなもので返ってくるのは当たり前

の話ですよ。それはどこに入っているんだというこ

とを説明してくれなければ、これが妥当かどうか

コメントを我々でできませんよということを私が申

し上げたということです。

○峰崎直樹君 これはもちろん、今私が申し上げ

たようにピンポイントでとらえているのかもしれない

ません。しかし、これは今日だけに限りません。

これ引き続きやりますよ、この代わり。このゴー

ルドマン・サックスの資料の中には、そういう設

備投資のお金はこうなっているのかというこ

とも全部その中に書いてあるんですよ。これは金

融庁にもう渡してあるし、当然金融庁もこういう

資料は読んでいますから、当然これからまた

議論していききたいと思えます。ですから、今日

は持つておりません、それは。その設備投資のお

金がどうなっているのかとか、キャッシュフローが

どう回っているかという。

問題なのは、さっきから何度も強調しているよ

うに、我々の不良債権かどうかということの基準

というのは、マニュアルに従っているんですよ。

マニュアル読んだら、それはちゃんと貸したお金

が返っているか返ってこないかが基準になっ

ていよう。もちろん企業ですから、いろんな

指標はたくさんあります。しかし、一番肝心なのは

あるかもしれない。しかし、一番肝心なのは

その資料だということ、その数字だということ

は、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

違いないこと、間違いのないこと、間違いのないこと、間

明らかにしたいと思いますが、今日最後に配った

のは、これはゴールドマン・サックスが作った資

料、下の七十一図と第七十二図を見ていただき

たいと思うんですね。

ちよっと数字が小さくて恐縮なんです、この

数字の、これもまたちよっと説明しなきゃ本当は

いけないんですよけれども、これもいわゆる有

利子負債に対する営業利益の比率を左に出して、

そしてその比率が〇%以上、一%から〇%、ず

と行つて最後のところは一〇%以上です。つまり、

上の方に来れば優良な企業、下の方に来れば駄

目な企業、駄目な企業と言ったらおかしいけれど、非

常に成績の良くない企業ということで、営業利益

はこの十年間どう変化してきたか、有利子負債は

変化してきたかということをずっとこれは調べてい

ている。ですから、同じように単年度で見ている

わけじゃなくて、これは歴史的に見ているわけ

です。これでずつと見ていっても、実は私は、ある

意味で優良な企業は非常に優良になってきている

し、不良な企業は駄目になってきているという感じ

で、ちよっと見ていたんですけれども、ちよっとその

種の、何といましようか、単年度の一回限りの

もので見ているんじゃない、これは十年という

タイムで実は対比してある。

そうすると、今おっしゃられた減価償却とか

そういうものについては、新しい設備に投資して

いけば、当然それはまた過去の減価償却から出

ているわけですね。ですから、そういうものを差

し引いて見たときに、この営業利益や有利子負債

の変化というものが、この営業利益や有利子負債

の変化というものが、この営業利益や有利子負債

の変化というものが、この営業利益や有利子負債

た変わつてくると、こういう話だったわけですね。ですから、今六%という数字を置いたことに對して、特に二%のところが意味では一つのポイントだったのかもしれない、いわゆる元本までというの。しかし、将来的には元本まで返さなきゃつとある意味では借りつ放しといえますか、また設備投資資金を、長期資金を借りるということももちろんできるのかもしれませんが、これも、そこは私は六%程度に収めておつて、これは余り高く見積もり過ぎてはいないというふうに見ておつたわけでありますが、そのことは別にいたしましょう。

それでは次に、その感想をまだお聞きできる以前のところで先に進まないわけでありませんが、じゃ、今度ゴールドマン・サックスが調べた資料が一番最後に載っているわけでありまして。これも、ちよつともうこの数字で時間ばかり過ぎていつちやうわけでありませんが、「金融監督庁のまとめた問題債権とゴールドマン・サックス試算不良債権の比較」というのが実は一つ出てきているわけです。

ゴールドマン・サックスは、これは何をやったかといひますと、先ほど申し上げました上場企業決算の短信と金融監督庁の資料から、このいわゆる破綻先・実質破綻先に該当するその債権額十三兆四千四百六十億に、すべての企業の言つてみれば債権、これを足していつて、そして十三兆四千四百六十億円になるだけ集めたときに、次の営業利益／有利子負債は一体どういふ個別データでもつて成り立っているのかということを実は調査部が試算をしたものなんです。

破綻懸念先、それから要注意先というのも全部同じ要領で、実は実際にこの十三兆四千四百六十億、それから破綻懸念先が二千兆五千億、これは一つ一つの企業を積み上げていつてみると実質破綻先はマイナス〇・二八%ですと、要するに有利子負債でいへばもう赤字になつてつて、平均ですよ、これは。それから、破綻懸念先は〇・六一、一%にも満たない。要注意先は二・六八と。

それで、実はゴールドマン・サックスさんは何をやったかといふと、これは私、前回たしかお話を申し上げたと思いますが、今までの金融検査マニュアルというのにはインフレが大体前提になつてゐる。デフレになつた場合には実質金利が問題になるというところで、実はゴールドマン・サックス独自のいわゆる営業利益／有利子負債比率を、破綻先の場合には一%以下、破綻懸念先は一%から三・五%、要注意先は五%以下、こういう基準に設定をしたわけなんです。

その設定がいかどうかというのとは別に、一番最後、別紙でお配りした図の第四十六を見ていただきたいわけなんです。図を見ていただくと、一九九三年から二〇〇〇年という七年間、この変化率を見たら、〇%以下は何とこの有利子負債が赤字がどんと、黒字だったものが赤になつていくというところで、変化率がマイナス二七・〇%、それから一%から三%の間、これを見ると実はマイナス四一・四%、マイナス三八・一%、マイナス三一・七%、そして五%以下のところでは実はマイナスとプラスの分かれ目ができてゐる。

これは、実はゴールドマン・サックスが調べた調査データからそのままコピーしてきたものです。ほぼ大体一、三、五といふのは当たつてゐるんじゃないかなといふふうに見て、それで何を言つたかといふと、ゴールドマン・サックスさんは何を言ひになつたかといふと、同じように積み上げていつてその一%未満のところ破綻先・実質破綻先を調べてみると、何と債権額が七十三兆五千九百十億、破綻懸念先は九十六兆六千六百九十億、要注意先は六十六兆四千二百二十億。不良債権と言はれるのは破綻先・実質破綻先と破綻懸念先だと仮定しても、約百七十兆余りが不良債権といふところに実は該当するんですよといふことが出てきたわけなんです。

この数字を見たときに私もどつてんこいたんですけれども、しかしこれは恐らく相当いんなことを割り引かなきゃいかぬものがあるのかもしれない。

ません。先ほど言つた株価はどうなつてゐるんですかねとか、いろいろなほかの資料もあるのかもしれない、一つ一つの企業を積み増していつて売上高の営業費比率を積算をしていくとこんな数字になつちゃうんですよ。で、一%以下、これは実質一%にも満たないようなそういう不良債権を、いや、一%に満たないような利益しか上げられないところはこれはちよつともう難しいですね。それから、一%と三%の間を見ると、やつぱりここは過去七年間を見てみると相当やはり落ち込んでいますねと、営業利益は。

そうすると、なまじつか間違つてゐるんじゃないかなといふ思いがちよつとつてゐるわけなんです。これは私もまだ資料の読み込みも足りないかもしれない、ですから都合のいいところだけを持つてきたのかもしれない、しかし、いずれにせよ、両方の積み上げをやるといづれも百兆を超すような不良債権といふものがあるんじゃないのかといふことを、積み上げ方式、完全な積み上げ方式かどうかは別にしても、どうもそんなふうに見えるんですが、これは柳澤担当大臣と、日銀総裁は今ずつとそばにいて、不良債権、お聞きになつてゐるだろうと思ひますが、どんな感想を持たれたか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(遠水優君) 不良債権の規模につきましてはもう様々な試算が出されております。いづれも特定の仮定や前提を置いた上での試算でありまして、その結果がいろいろあるわけですから、概して言ひますと、やつぱりただいま先生がお示しになつた試算も含めて、この不良債権問題といふのは相当深刻であることを示唆するものが多いと思ひます。こういうことは、言い換えれば、金融機関の不良債権問題への対応につきまして、市場やアナリストから信認が得られていないといふことを示していると言ひこともできるかと思ひます。

こうした試算が妥当であるかどうかは別として、ともかくこうした疑念を払拭して市場からの信認を回復していくためにも、金融機関は厳正な

自己査定を踏まえて適切に引き当てを行つていくと同時に、再生させるべき企業と市場から退出させるべき企業を見極めた上で適切な対応を迅速に取つていくことが重要であるといふことをこの数字を見ていて感じました。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 非常に細かい数字を挙げての御議論でございまして、かえつて的外れの議論を余り細かくするものいひかかと思ひまして差し控えますけれども、分析の手法として、営業利益を、有利子負債比率に對する営業利益といふものの比率で分析をされるということとは、分析の手法としてはあるのかもしれない。私も、こうした専門的にそのことをやつていらつしやる方の御努力には敬意を持つていつとも見る方ですけれども、ただ、非常に先ほど言つたプリミティブな、素朴な議論として、そういうことで不良債権比率といふか、不良債権の問題と、そういう、つまり不良債権、つまり、委員も先ほど来おつしやつてゐる返済能力あるいは回収可能性というふうなものどう結び付くんだらうかといふところが今一步私に腑に落ちないものですから、これ自体についてのコメントは遠慮させていただきます、このように思ひます。

○峰崎直樹君 昨年十二月の十八日の衆議院の予算委員会では、仙谷さんに示した一枚同じものが入つてゐるんです。それについて、非常に興味を持つて、これから検討していきたいとおつしやつていました。今日聞いていてそのことについて検討されていたのかと思つたんですが、されておられませんでした。

この問題は、生産的か非生産的かは別にして、やはり不良債権の実態といふのは一体どうなんだろうかといふことの議論はベースになつていくところですから、これからも引き続き、今日指摘を受けたことで十分答えられないこともやりたいと思ひます。またひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが。

そこで、日銀総裁、お尋ねしますが、要するに、そのときに不良債権であるものが実は本来市場か

ら退出しなきゃいけない、これが退出しない、残っちゃっている。これが私はどうもデフレの一つの大きな原因じゃないかと思ってるんです。

今日の資料の中に、何ページ目になりましたか、生産能力とそれから実際の実態を出した数値を用意いたしました。ページでいきますと四ページですね。日本の財務省と、アメリカのやつは右の方に書いてありますが、日本のいわゆる製造業の稼働率を調べたものです。何と実には、一番新しいところで、平成二年の一月に日本の製造業の稼働率というのは六四・六％。生産能力に対して生産指数、つまり能力指数というのを見ると、ピークが九七年十一月、一〇五・三、これ九〇年の十二月がピークですが、一〇〇としたわけでありまして、九七年十一月が一〇五・三で、辛うじて今八％ぐらい落ちたでしょうか、それでも九七・八と。ほとんど落ちてないです。

これまで我々、不良債権を言ったときに、今、日本の最大の問題は、要するに過剰生産能力、過剰設備、それから過剰雇用、それから過剰負債、こういうふうに言われていた。負債のことで、お金のことはずっと言ってきたけれども、設備能力はほとんどこれは変わってないということですね。勝ち組、負け組、すなわち、今日ゴールドマンサックスの中身は余り詳しく説明することできないんですが、勝ち組と負け組がこの八〇年代から九〇年代に起きてきていて、負け組がなかなか退出しないんだと。だから、いわゆる過剰生産能力のために、実は製造業の、例えば鉄鋼業とか造船業とか繊維業とか、そういうバブルと一見かわからないようなところで実は不良債権がどんどん出てきているし、いわゆる借金に対する利益の率もどんどん下がってきている。なぜこれがそうになっているかというと、異常なるゼロ金利、低金利がそうさせているんだと。

ここに実は、構造改革と言われているものを、金融庁さんは不良債権のいろんな実態を明確にして、そしてそれを不良債権を処理するのに検査マニュアルを使ってるんじゃないよという

ふうに言っても、いや、何だかんだ言いながら、何だかんだ言いながら、変な言い方ですが、先ほどのいろんな形でこの不良債権の実態がある意味ではきちっと正確に押さえる。そして、いわゆる査定、それから先ほど申し上げたような繰延税金資産の扱いだとか、そんな問題を含めて、どうも今度の特別調査の場合は、特別に今調査をしたやつが四月十二日に出るようですけれども、どうもそういう形で行政的な手法でやるのは、事実上これは不良債権の問題の解決というのは難しいとすれば、あとは市場で実をそれとやっていくとすれば、金利が上がっていくに伴って、今は低金利だから払っているような企業、キャッシュフローが回っている、さっきのもしかししたら減価償却を取り崩してそれで回しているかもしれない。そういういった企業を残していることを、ある意味では金利が余りに低過ぎるからそういう構造改革をやらせているんじゃないか。財政の公共事業をやらせているんじゃないか。それに伴って構造改革をやらせている、異常なる低金利がそうさせている。こういう要素というのは私はないのかなと。

だから、構造改革を進めていく過程の中で、どうしてもその量的緩和とか、どうしても金利を下げなきゃいかぬというのはあるんだけれども、先にその方だけ進めていって構造改革は全然進んでいないじゃないか、そんな思いを持っているんですが、総裁、どのようにお考えでしょうか。

○参考人(遠水優君) 今おっしゃるように、もう競争力のないもの、あるいはない機械設備、工場といったようなものが残っているから生産性は少しづつ落ちていくし、競争力はなくなるし。それにもかかわらず、そういうものを捨てて新しいものを求めようというところ、日本に日本の改革すべき古い構造が残っていると云々ざるを得ないと思うんです。

私もはい、超低金利を継続するにつまましては、私も自身もこれは早く正常化したいと思っておるわけですが、今申し上げたように

に、構造改革の方が進んでいかないと、金融だけ先行してもできるものではないと思います。先般、この二月の末に、年度末を控えて改革を更に推進させて、かなり思い切ったことをやって、期末もようやく潤沢な資金で越えることができたんだと思えますけれども、そのときに私どもが発表したしました新しい、政策と同時に発表いたしましたこのステートメントの中でそのことはもう一度言わしていただいたんですが、これは生々しいやうですけれども、日本銀行の思い切った金融緩和が経済全体に浸透していくためには、迅速な不良債権処理を通じて金融システムの強化・安定を図るとともに、税制改革、公的金融の見直し、規制の緩和・撤廃等によって経済・産業面の構造改革を進めることが前提となる。この点について、政府及び金融機関を始めとする民間部門の一段と強力かつ果敢な取組を強く期待したいということを、生意気だけれども言わせていただいているんです。

これ、金融だけ先に走っても、おっしゃるような経済は成長していかないと。やっぱり民間の需要を引き出すためには、今言われたような民間の現状、構造が改革されていって、リスクを取っても新しいことをやっていくというような企業家、そしてまたそういうものを、需要を新しい消費者の立場で開拓していくといったような家計、そういうものが動いていかないと経済というものは伸びていかない。経済が伸びていかないと物価は上がっていかないと、需要が伸びていかないと物価は上がっていかないと。そういうこと、先金を、とにかく年度末を過ぎていくためにはこれだけの資金を潤沢に出していかないと、短期市場金利でもいろいろ金融機関の流動性の欠如が起ころうとするようなことが予想されてしまったので、資金は量的金融緩和を一層進めなければならぬ、そのときに、本場の経済の成長というのは、こういって動かし始めてこの成長はできるんであって、それまでの下支えを金融緩和という形でやっているんだという

ふうに理解しております。

○峰崎直樹君 時間がもうなくなつてまいりましたので、これを最後にしたいと思います。いわゆる特別検査の結果が十二日に発表される、こうなっております。

巷間、いろいろ問題企業だというふうにお話しきところ、これは恐らく個別企業名は出ないんだらうと思いますが、この銀行名も出ないんだらうと思いますが、中にはデット・エクイティ・スワップを随分やっておるんですね。このデット・エクイティ・スワップは、これは株価をどういうふうにする、そのデット・エクイティ・スワップで発行した銀行の株はどういう評価になるんですか。これはもう定まっているんですか、この評価の方法について。

つまり、これも恐らく、私もちょっとわざと聞くと、公認会計士協会が現在何かデット・エクイティ・スワップの位置付けをめぐっている議論があるやに聞いております。アメリカの場合は時価方式でいくとか、デラウェアという州の法律がそうでございまして、そういうことについてどういふふうに、これは金融庁に聞かなきゃいけないんだらうと思いますが、なるんだらうかと。もう多分、十二日に発表になりますよということだから、そのデット・エクイティ・スワップの位置付けも、評価の仕方も恐らく出てくるんだらうと思いますが、それはどうなっておりますか。

○副大臣(村田吉雄君) 御指摘のように、銀行がデット・エクイティ・スワップによりまして保有する株式の評価でございまして、資産の処分とか債権放棄とか減増資等を含めた企業の再建計画、この内容が踏まえられて決まってくるというところでございまして、まずは、市場価格がある場合には当該市場価格によって評価されるというところでございまして、市場価格が存在しない場合、こういう場合には、当該株式について生ずるインカムゲインあるいはキャピタルゲインなどの将来のキャッシュフローの割引現在価値というも

いずれにしても、銀行がデット・エクイティ・スワップによって保有する株式は、具体的な再建計画の内容を踏まえた上で、当該の銀行によって公正妥当な会計基準によって算定される、こういうふうに考えております。債権放棄がある場合には、債権放棄された後の価値を反映してくるということでございますし、いずれにしても、市場価格によって算定されるということでございます。

○峰崎直樹君　まあいいでしょう。終わります。
後でまたやりましょう。

○浜田卓二郎君　今日は金融問題といふことでありますが、塩川財務大臣にも予算委員会開催している際に御出席いただいで、まず敬意を表したいと思ひます。

幾つか聞いてみたいと思うんですが、私の基本的な考え方といいますか、当委員会でも度々質問に立つてまいりましたけれども、私の基本的なタンスというのは、小泉総理の、いわゆる小泉改革と言われておりますけれども、これは是非成功させたいというのが基本であります。今まで幾つもの内閣が改革を掲げながら、なかなか実態的に前に進めなかった。それを、聖域なきという言葉の方がされてきましたけれども、今までにない手法でチャレンジしているのが私は小泉内閣だということふうに評価を基本的にはしているわけでありきます。

しかし、この内閣が成功してほしいということ
で考えますと、私はずっと二つアキレス腱がある
と言つてまいりました。

一つは、外務大臣だと。この問題は一応区切れて付いて、しかし、その反動で支持率は落ちていくわけであります。その後に続いた各種の不祥事これはすべて小泉さんの責任ばかりとは限らないわけでありますけれども、当然返り血を浴びるわけであります。最近の支持率を私は大変心配をしていゝるわけであります。ですから、これからが小泉政

革の言わば真価を問われる本番である、私は個人的にはそう思っておりまして、頑張つてほしいという気持ちであります。

もう一つアキレス腱があると言ってまいりましたのは、景気でございます。

デフレ下の改革というのが難しいというのはこれはもう初めから分かっているわけでありまして、私は一貫して、改革を進めるためにも経済に対しての配慮、対策というのは並行して取るべきである、そう言い続けてきたわけでありまして、この前の質疑のときも申し上げましたけれども、デフレを阻止するということまでは政策転換といひますか踏み込みがあつたというふうに評価をしております。

せつかくそこまで踏み込んだんですから、私はこれからは勝負だという中で、やはり少し明るさが見えてきた。先ほどの日銀総裁のお話でも、底を打つというのが見えてきたというよりも、そういう兆しが出てきたという感じは言っておられるわけですが、そういうときであるだけに、この問題 もう一歩踏み込んでほしいというのが基本的な私の願いであるわけです。

その場合に、じや、金融政策でそれだけで済むか。これはもうずっと言われてきまして、塩川大臣には少しきつい言葉でおしかりいただいたように、な経過もありました。金融にばかりしわを寄せないで財政でもっと頑張らなさいということを私は申し上げてきたつもりでありまして、今日の日報総裁の御答弁でも、実質的にはこれはインフレナ

ゲット、山下委員からのお託しに対しても、そういうお言葉は使われませんが、しかし、物価上昇率というものをゼロないしそれ以上に安定的にしていくな、そのための量的緩和政策と、うのはやっているんだということでありまして、私も、それをお始めになったときに、それこそ高質的なインフレターゲット政策に近いものであって、よく踏み込まれたという評価をした記憶がございます。ですから、金融政策では大いに頑張っておられるというふうに思うわけです。

もう一つずっと日銀総裁にも申し上げてまいりましたのは、ゼロ金利が長過ぎて、これがもう本当にいろいろなひずみを生んでおりますし、このところはもう早く機会をとらえて離脱してくださいということも申し上げてまいりました。

そういうことも含めて、今の金融政策については、私は評価もしているし期待もしているわけでありませうけれども、今日は金融問題ですから、最初の一問だけ日銀総裁に、今後の金融政策について所信を短くて結構でございますから伺いたいと思います。

でも続けるのかというお考えは、私どもも全くそのとおりだと思っております、先ほども申し上げましたように、構造改革が動き始めて、構造改革なくして経済成長なしと小泉さんが言っておりますのを、私も全く同感でありますし、経済成長なくしてデフレの解消はないと私は思っております。

そういうことを前提にして、これから何をどうやって金融政策を進めていくのかということですが、この間の二月の末に決めました追加的な量的緩和、これも随分思い切った番組、プログラムであったと思います。我々がそう思うおります。しかし、そのかなり影響もあつて、期末は余り波が立たないで、そのほかにもいろいろ要因はあつたと思いますけれども、私どもは二十兆の当座預金という今までのピークに近い資金の供給をやつたわけで、そういうもので特別の大きな破綻もなしに過ぎたわけでございます。

これから先、この四月、何をやっていくかということは、これは海外の情勢、そしてまた国内の先ほどの構造改革等の、あるいは租税の改革も亦年度になるんだと思いますが、小泉政権のもろもろの政策、特に活性化ということを、最近の諮問会議はそれを問題にして議論が進められておるわけですが、早く民間の経済体制、経済が活性化していかないと景気が良くなっていないと思うんですね。お金だけ出しても景気は良

くなるものではないと思うんです。そういう動きを見た上で、これからまだまだ小さいことではやれることはあると思うんです。今ここで何を本当に考えているのかと言われてもお答えはできませんけれども、全行挙げていろいろ知恵を絞ってこれからの難しい情勢を乗り越えていきたいというふうに思っております。

先ほどゼロ金利、幾ら続けてもしようがないんじゃないかとおっしゃっておりました。確かに、現在の金融緩和というのは、長引く超低金利で家計や利子の収入が減ってきますし、年金なども機関投資家の運用難とか、あるいは構造調整の阻害などが副作用として指摘されておるわけで、そういう面もありますけれども、やはり機関投資家の運用環境とか家計の収入を改善させていくためには、まず経済活動全体を活性化させて、それに応じて金利収入や賃金が増加するような状態を実現する必要がありますと思います。

金融緩和には景気を下支えして構造改革を促していくという側面があるわけで、私どもの金融緩和、こうした経済活動の活発化を目指して粘り強く実施していることを御理解いただきたいと思います。

○浜田卓二郎君　それでは、財務大臣、お願いいたしますが、新聞で読んだことでありますけれども、二〇〇三年度の予算編成に関して、小泉首相は国債発行枠三十兆円にはこだわらないという発言をしたと報じられておりますけれども、これはそうなんですか。真意はどういうことなんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) どうも、私は直接聞いたわけじゃございませんけれども、小泉総理は財政の節度の守り方というものにはいろいろやる、あながち三十兆だけの問題ではなくして、全体にわたる予算の、予算というか財政の緊縮を図りつつ、より活性化できる方途を考えていくべきであるということは我々にも言っておりますけれども、そのことはちょっと誤解があつて、まず三十兆円枠を撤廃して考えろということに懸念

躍しておると、こういう意味ではないということ
でございまして、場合によつたら急施しなければ
ならぬ対策があるとするならば、それが有効に生
かされるということであればこたわる必要はない
ではないか、そういう意味における発言であつた
と、こう思っております。

○浜田卓二郎君 その趣旨は私も賛成なんです
ね。ただ、二〇〇三年度からそういう考えに変わ
るといふのがちよつと私は解せないものでありまし
て、二〇〇三年度にはそれほど三兆円枠こたわ
らずに弾力的にいこうやということであれば、
もつと弾力的にいふ必要があつたのは二〇〇二年
度であり、あるいはそれ以前の補正の段階での話
であり、あるいはもつと言へばこれからの補正の、
やるやらないは別にいたしまして、補正をやると
すれば、要するに今の時点より必要な考え方で
はないんでしょいか。なぜ二〇〇三年度なんで
しょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、実はまだ予
算の執行につきましても、随分とそれが経済の効
果にあるいはまた構造改革に直接的に作用して
おるといふことはまだ十分でないと思つておりま
す。まだこれからだと思つております。

したがつて、第一次、第二次補正を十三年度で
やりました。この予算の執行をもつともつと急い
で執行していくべきであるし、十四年度予算だつ
てまだ配分も終わっていないという状況でござい
ますから、早急に配分してこれを実施してもら
うことが必要だと。

一つだけ例を申しますと、昨年の十二月でござ
いまして、第二次補正予算を出させてもらいま
した。その第二次補正予算の中に次世代、いわゆ
る第三世代と申します情報機器の世代開発機構で
ございまして、これが三百九億付けましたんです
が、三百八億でしたか、これがやつと、やつと今
回目の目を見まして、昨日、新聞で大きく報道さ
れましたように、大手電機メーカー七社が共同開
発しようということで、世界に対して対抗手段を

講じるという、国際競争力に乗り出していったわ
けですね。

こういう改革が実はしてほしかったんです。そ
れがぐじぐじぐじぐじぐじぐじ民間やつておつて
何にもやつていなかった。やつとこれがそのよう
な配分ができてまいりました。これからどんどん
と予算を使って、第一次、第二次予算でそういう
ようなものを実現化していつてほしいと。そうで
ないと、何ぼしこを踏んでみたつて、金融だ財政
だと言つてみたつて日本の経済は良くなりません
ので、私は民間の経済人にその自覚をもつと促し
たい。そのためには、日本の経済大丈夫ですよと
いふことの、そして明るい展望、必要であれば、
幾らでも必要なところには予算的な措置あるいは
税制的な措置を講じるという姿勢を民間に示すこ
とが大事だ、旧習にいたするに墨守しておつた
じゃだめだ、そういうことを私は申し上げてお
るのでございまして、これが夏以降必ず財界はそ
れにこたえていい状況に持つていくと思つて
おります。

○浜田卓二郎君 財政が果たす役割というのは、
これは非常に限られてるわけで、おっしゃるよ
うに民間の活力といいますか、やる気を引く張
り出す、ですからポンププライミングポリシーであ
り、ステイミュレーションポリシーだと思つて
おすね。

だけれども、私、ずっと言つてきたんですけれ
ども、民間がなぜそういう気持ちにならないか、
あるいはかなりの金融資産を持ちながら使う気持
ちにならないか。それはやっぱ、これから先に
対する見通しの不透明さ、これはもう長期で老後
まで含めた話にもなりますけれども、しかしそれ
以前に、これからどうなるか、これから良くなる
ぞという、そういう展望が出てくればこれは変
わつてくると思ふんですね。その展望を作り出す
のが、これが財政であり金融である、それが正に
政策であるというふうに通うんです、釈迦に説法
ですけれども。

三十兆円というのをこたわると私は言い続け

てきているわけですが、そう言いますと、すぐそ
れじやまた公共事業の垂れ流しかという話になる
わけですが、決してそうじやないわけで、三十兆
という国債は、これ二十兆以上が赤字国債でし
う、言つてみれば、つまり、公共投資のための国
債発行、もちろんそれはもう全額うなつていま
すけれども、それ以外の部分が多いわけですから、
私が言いたいことは、政府の財政のスタンスです
よね。つまり、これから政府も景気を明るくする
ために、拡大するためにこういうスタンスを取る
ぞという、そういうメッセージというのが大変大
事だといふふうに通うわけで、それで、支出する
材料がないじやないかという話は、今、大臣自身
もおっしゃられたとおり、いろいろ工夫すればあ
るわけですね。

例えば、私は、公共事業についても、私の選挙
区である埼玉県、まだまだ通勤地獄ですし、道路
整備はできておりませんし、ここにお金をつぎ込
めば、これは随分生産性が上がるよというところ
はたくさんありますよ。だから、公共事業も、そ
れ自体が駄目だといふ話はちつともないわけだし
て、必要なところに必要な配分をするというシス
テムを作る、それが構造改革だと思ふんですけれ
ども。

ですから、そういうこともやる。さらには、何
というんですか、購買力を方々に付けていくため
の政府支出というのもあるわけで、例えば、社会
福祉制度もそうですし、労働保障制度といひま
す、ですから、そういう公共投資だけじゃなくて、
この国債発行そのものがもう別に四兆国債だけ
じゃなくなつていくわけですから、そういう全般
の政府の支出に対するスタンスというんですか、
これを私は改めることが財政の大きな役割であ
り、今必要なことである、そういうことを言つて
いるんですけれども、その点についての御所見を
伺いたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 公共事業のお話で
ございまして、正に私たちが賛成でございまして。即
効性があり、そしてまたそれがどうしても社会の

活性化、経済の振興に役立つものであれば支出に
はいとうとこがなと思つております。

私は、それと同時に、今は日本の科学技術につ
いても相当進んでおりまして、それらの研究開発
は、産学官といつて、大学等を中心にしたしまし
てベンチャーの発信をやつております。これを
もつとキャッチする側、つまり企業側がそれを
しつかりと受け止めてそれを産業化してくれる必
要があると思つております。

ベンチャーにいたしまして、昨年度、一昨年
度でございまして、二百件ほどございまして、
今年で三百件ちよつとございまして、これを、
アメリカ等はもう三千件、四千件というものがベ
ンチャー化して、失敗もあればまた成功している
ものもあります。日本は、そういうところがみんな
後つ引きになつてしまつて、リスクリクで、も
うとにかく手を出さない、この風風が産業界に
漂つておつた。ここが不景気の、景気回復しない
最大の原因だつたんです。それが最近、経営者も
どんどん変わつてまいりまして、もつと積極的
にやつていこうという配分が各企業に出てまいり
したので、これが私は変わつてくると思ふんです。
現に、金融界一つ見まして、この四月一日か
らすつかり役員は変わりましたですね。そういう
人はどうしたかといひますと、各銀行はそれぞれ
今までの営業の組織をすつかり変えたじやありま
せんか。このことがやつぱり大事なんです、い
たずらに後ろを向いて過去を振り返つてもうぐ
じぐじぐじぐじぐじぐじぐじぐじぐじぐじぐじ
んじやなくて、前向きでやつてほしいと、こう思
つております。

私は、銀行も新しいシステムを構築する時代に
来た、それはもうもつと積極的にやつてもらわな
困るが、やつぱりちつちやいことにこたわつて自
分の銀行を守つていこうという、そういう体制に
固執しておる、それがやつぱり再編成が遅れ、営
業の新しい展開が遅れておる最大の原因だと思
つております。

○浜田卓二郎君 大臣のおっしゃることは一つ一

つ反対ではありません。ただ、今は財政の問題で考え方を申し上げているわけですが、例えば社会福祉施設なんかでも整備しなきゃならぬのはたくさんあるんですね。それから、要するに従来型の公共事業じゃなくてやれるものはたくさんある。まあ確かに今度、都市再生事業というんですか、これは私はいいと思うんです、観点は。しかし、そういうものを打ち出しながら、結果として対前年一〇%削りましたという話の方が先に立ちやう。それがマーケットに対してどういうインパクトを与えているかという問題ですから、何も何十兆を追加しろというような話ではなくて、政府もできるだけのことをやるからみんなもやれやう、そういう打って出るような、そういう感じを是非出していただきたいということを申し上げたいわけがあります。

最後に、与党がデフレ緊急対策というのをまとめて昨日かおとといか発表しておりますが、その中の二項目についてちょっと御意見承りたいんですが、贈与税の拡大ということが入っております。特に住宅取得に関する贈与税の拡大。

私もこの委員会で思い付く限りの税制による誘導策ということの中で御提案を申し上げた経緯がありますけれども、贈与税だけを拡大するという考え方がなくて、相続税と贈与税をワンセットで考える。これは諸外国の制度にあると事務方の御説明で聞きましたけれども、先取りするんですね、この贈与税。それを相続が現実には発生したときには通算をする。だから、先取りするのは、控除も先取りするわけですから、基礎控除五千万ぐらいありますね。だから、息子が早めに嫁さんもらうから家を建ててやりたいというときは二千万か三千万は先取りをしちゃう、そして生前贈与してしまふ、そのときに控除も先取りをする。その代わり、相続が起きたときには、幾ら生前贈与して、そして幾ら相続が起きた、トータルでこの相続税の問題を一括最終調整をするというふうな組合せで考えれば、現実には今お金を使ってもらうというのは大事なことです。そういう観点か

らすれば考えられる制度の仕組みではないかなというふうに思いますが、いかがでございますか。
○国務大臣(塩川正十郎君) 私その説に賛成でございます。私は、実は去年の九月に贈与税を六千万円までいじやないかという意見を発表しましたら、えらい非難を受けて、金持ち優遇だとかいって、そんなつまらぬ人間から反対が出ました。これは全く誤解でございます。

ところで、そのときに非常に聞くべき意見が一つございました。それは弁護士会から私の方に意見が来ました。というのは、相続財産がそんなに一人の人にシフトしてどんと渡してしまつて、あの財産、残った財産の分与が均等割になりますね、相続人平等に、そのとき、非常に少ないと、これは非常に不公平で相続人平等分配の原則に反するじやないか、それはどうするんだと、こういう意見がございました。

であるから、その弁護士さんに私聞いた。それじゃどうしたらいいんですかと言つたら、親が相続財産を、一定の部分をこういう特定の者に贈与するよということの協議を相続権者の中であらかじめやっておく必要があるんじゃないかと、それができるような法律はやっぱり必要なんじやないかと、こういうことを言ひまして、私は、なるほどな、もつとも意見だなと思つて、それ以降、六千万円、その贈与税を引き下げたんです。しかし、今、先生がおっしゃる通りに、私はその思想は全くそうなんです、同じなんです。

今、もう八十のよばよばのじいさんがうんと金持っていますから、そして息子にせつせと一生懸命やつて、おやじ死んだときにも子供も老人になつちやつていふ。そういう財産の分与方法はどうだろう。それよりも若いときに親が財産を譲つて、親は年金があるんですから年金で十分生活できるし、若い者が親から受けた財産で生々はつらつと活躍していく体制を取つたらいいんじゃないかと思つております。

そのためには、今住宅住宅と言つていますけれども、これも古い考えでして、昔から住宅言つて

ますが、もう既に住宅の事情は変わつていますよ。今、若い人は五千数百万円まで公的金融受けられるそうなんです。そうしますと、今マンションも六千万円とか七千万円出したらもう立派なものでございますから、これはもう自分の力でいけるんです。ですから、相続をするのにはたゞ住宅だけじゃなくて、一般財産全体を考えたらいいんじゃないかと、私はそう思つておるんです。

どうぞ是非、一番進歩しておる浜田先生、財産は何も住宅なんかじゃない、全財産について贈与を考えると、これを考えていただいたらどうですか。
○浜田卓二郎君 大いに結構な御提案でありまして。

だから要するに、金持ち優遇かどうかというのは、正にその相続税全体を、現実には相続が起きたときに、累積なりなんなりということでは生前贈与の分を調整すれば、そういう批判は免れるわけでありまして、住宅に限らずそれがやれるということであれば、それは私は大いに結構だと思ひます。

最後にもう一つだけ。結局、土地が下げ止まつて、株が下げ止まつて、そこからですよ。だから早く、株は下げ止まつたのかどうか、そこで私は、まだ不安の要因があるから、この際思い切つて株式の譲渡課税は時限的でもいいですから非課税にしたかどうかという御提案をこの間申し上げました。

この与党の今回の提案の中にも、土地の取引に關して、土地取引を活発化させるためにいろいろな制度を工夫して、税制上流動化を図つたらどうかという提案がございまして、この点について最後に御所見を伺つて、質問を終わります。

○国務大臣(塩川正十郎君) 土地、不動産の税制、これはもう御存じのように、浜田先生が自民党におつたときからもうこの闘士やつた仲やないですか。この論争はもう数十年続いております。それで、そのたびごとにやつておりますが、これはむしろ朝令暮改に終わつておるようなが多い

と思うんです。

今、土地について考えますと、移転についての優遇措置を講じてそして活発化するの、あるいは利用する者に対するインセンティブを与えて利用を活性化するなり、いろいろあります。この方向性が、そのときそのときによつてこないやつたやうな、大の散歩みたいにこう変わつちやうんです。それがやっぱり、しっかりと政治家が土地に対する、不動産に対する認識を決めてくれなにかぬと思うんですね。そのたびごとに税制があつちこつちへもう振り回されていふということではいかぬと。私は、今もう若い人の意見聞きまして、あえて不動産を所有しようなんて考えないで、利用することを考えております。特に定期借地権というやうな制度ができましたので、逆に安定した賃借契約を結べると。そうとするならば、賃借関係に思い切つたインセンティブを与えてもいいんじゃないかと、そういうことも考えられると思うんです。

ですから、今非常に大事なことは、土地の流動化、そしてこれの安定措置を図るために、根本的に、不動産というものをどう見るか、ただ財産として見るのか、そうじゃなくして経済的、要するに素材として見るのか、そこらのことからしつかりとひとつ御検討していただきたい、こう思うております。

○委員長(山下八洲夫君) ちょっと速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山下八洲夫君) 速記を起こしてください。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

日銀総裁、まず伺いますが、金融政策の目標を金利から量に変えて、量的緩和政策に踏み切つてちようど一年になるわけなんです。その結果、日銀から出すお金、これについてはマネタリーベースというんですか、これはぐんぐん伸びたと。この二月で対前年比二七・五%、三割近く伸びていふんですね。ところが、民間銀行貸出しは減り

ことについては感じておるということを申し上げておきたいと思うんですね。

それで、時間が非常に短いものですから、できるだけ端的にお答えいただきたいというふうに思うんですが、量的緩和の内容も、当座預金、預金残高五兆円を更に十兆円、十五兆円というふうに加えていかれたわけなんですけれども、要するに、年度末には残高目標にかかわらず幾らでも資金供給を行うということまでやったわけですね。結局、こうした日銀の量的緩和政策、これを見ていくんですけれども、日銀がこの供給した資金、どうなったのかと。

最初に申し上げましたように、なかなかマネーサプライ、下まで行っていないんですよ。どこに行っただと。これは資料をいただきました。銀行にとどまっている、銀行の国債はどんどん増えていくと、こういうことなんです。そうすると、政府と、それから銀行と、それから国債という形でぐるぐる回って、もういわゆる実体経済の中では役立つていないんですよ。だから、こういった量的緩和というのは、もうこれ以上続けることにどれだけの意味があるんだ、意味ないじゃないか、むしろ弊害の方が私は多く出ていくというふうに考えているんですよ。

だから、量的緩和が続くとおっしゃるんですけども、その量的緩和続ける意味とさつきも伺ったけれども、結局明確なお答えはないんですよ。これはもう日銀が、デフレ対策だとか何とか言っている金融のレベルで考えても、あるいはもう何もできないんだということを今の時点で明確にすべきことじゃないのかと。金融の出番じゃないんだということをはっきりさせることが日銀総裁としては私は今一番大事なんじゃないかというふうに思っているんですけれども、余り長くない形でお答えいただきたい。

○参考人(速水優君) それは、現状においてなし得る緩和策として今取っているんであって、金融緩和の効果が銀行部門の外側に浸透していくことを制約している要因があるわけですね。

例えば、不良債権問題を背景にした信用仲介システムの機能が低下してしまっているというふうなところとか、企業の投資意欲が低下しているとか、あるいは家計の将来に対する不安があるといったような点があるわけで、これを克服していくためには、迅速な不良債権整理などを通じて金融システムの強化を図っていくこと、あるいは税制改革や規制の緩和・撤廃などを行って構造改革を進めて企業や家計の向きの需要を作り出していくというところの方が、金が先に出ていくってなかなか物価が上がっていきなりするようにはならないというところを私は考えております。

○池田幹幸君 その結論のところは私も同じなんです。むしろ私は、そのところをまず大事にしていかなければいかぬと考えておるんです。ですから、日銀がせっせと資金を供給するだけでは、銀行にとどまっているんだと。今言われたように、何と云いますか、不良債権等があるから銀行が大胆に金貸さなくなるんだというお考えのようなんですけれども、それよりもやっぱり一番の原因は資金需要がないんですよ、企業に。そこに一番の問題があるんだと思うんです。

実際、中小企業レベルで見れば、これはもう何度でも論議しましたけれども、柳澤大臣いらつしやいますけれども、我々、借金、信組をどんどんどんつぶすようなことをやっていくからむしろ不良債権が増えていくというところで何度か言ってきました。少なくとも銀行レベルで見れば、これだけ資金がじゃぶじゃぶに供給されているにもかかわらず、中小企業に対しては貸し渋り、貸しはがしがやられている、金融引締めがやられているんです。そういう実態があるんです。こういう状況を改めていかなければ、今の状況は一向に良くならないだろうというふうに思います。

不良債権を処理しなければならぬというふうなことも言われました。しかし、デフレ対策として不良債権を処理する、これは本当に私はおかしいと思うんですよ。いつももう結論は不良債権の最終処理、早期最終処理ということになるんです。

けれども、不良債権を処理するというのは、それは確かに必要なことであるけれども、今早期に急いで最終処理をするというやり方は何かというと、中小企業をつぶすということにしかならないんです。ですから、これはあくまでもデフレを促進する要因にしかならないということだと思っております。

これ、この間の本会議でも私質問させていたんですが、今この不良債権は、処理しても処理しても逆に増えていくという現実があります。三月と九月の間で見ても、全国の銀行ベースで見ると、処理した不良債権四兆七千億円、ところが不良債権総額は三兆一千億円増えて三十六兆八千億円に膨れ上がっているわけですね。これ、ともかく景気が良くならなければ不良債権は減らない、この現実をやつぱりしつかりと見詰めていかなければいかぬというふうに思っています。

むしろ、日銀の立場からすれば、この不良債権の処理を急ぐということを注文するんじゃないやなしに、前回の論議でもありましたけれども、浜田委員が言われたように、中小企業に対しては、もう契約を条件変更して、返済条件変更して、二年なり三年あるいは五年なり返済期間延長する、思い切ったそういうことをやることの方が今大事なんだ、日銀の立場からすれば、不良債権の処理は急ぐなというのをむしろ言う方が正しい立場じゃないかと私は思っています。

先ほどお答弁されましたので、これ以上言っても同じことの答弁になるでしょう。その点では、これは竹中大臣に伺いたいんですけれども、そういった考え方でむしろやっていかないと、日銀に対して金融緩和をもっと続ける続けるというふうな、そういう政府の政策というものは取るべきでないと思っております。直接的には、物価が下がるデフレ状況をどうするかということから今の議論が出てきているんだと思いますが、委員も御指摘になられたように、デフレ要因は幾つかありますけれども、一つのやはり注目すべき問題は、

マネーサプライが増えない。マネーサプライが増えない要因は何か。日銀は二七%の増加でハイパードマネーを増やしているけれども、マネーサプライは三%しか増えない。

これは、とにかくマネーサプライが増える状況を作ることが政策上の目的でありまして、それから、それに関して言うならば、これはやはりハイパードマネーの増加がマネーサプライの増加につながるように、委員は反対かもしれませんが、不良債権をやはり処理する。同時に、日本銀行においても引き続きそういった状況をみながら金融の緩和を続けていって、一層の努力をさせていただいて、結果的に政府と日銀の努力が相まってマネーサプライの増加が実現するような状況を作る。それがやはり私は必要であるというふうに思っております。

二月末のデフレ対応策というのは、そういった観点から、引き続き不良債権の処理と日本銀行の努力を期待する、政府、日銀が一体となって問題を解決するという組立てになっております。

○池田幹幸君 私もそのことを伺いたいと思っておったんですが、今言われたのは要するにマネーサプライ、これ、マネーサプライを増やそうということでのこの一年間の緩和策を取ってきた。逆の結果になったということを最初に申し上げました。そうでしょう。増えていないんですよ。銀行貸出しは逆に減っていているんですよ。それが現実なんです。もう一年間やってきてそれは証明されたじゃないか。にもかかわらず、また同じことをおっしゃって、そのためには不良債権の処理だ、こういうふうにおっしゃるんですよ。

それで、あなたの方の出されたデフレ対応策ですけども、その前に、デフレ問題についての論点整理ということを経済財政諮問会議でやられた。それを見ますと、要するに、デフレの定義というのは、政府の方としては、連続して物価が下がる状態だと、こういうふうには定義しています。そういう意味でのデフレのことについて、その要因について言っているんですよ、物価の下落要因。

一つが需給ギャップ拡大による物価の下落だと、そのとおり。供給サイドの要因が集中したところによる物価の下落、技術革新とか規制緩和等々ですね。もう一つは、マネーサプライと物価の関係が不安定だ。それだけの原因だと思ふんです。二番目の問題でいえば、私は、ブラザ合意後の円高の問題、これによる産業空洞化の問題がもう少し強調されてしかるべきだろうと思ふますけれども、取りあえずこの要因として挙げておられるのは私も賛成です。

じゃ、こういう原因を挙げたのは正しかったと、それじゃということで、ここまでデフレ要因は論点整理をしながら、デフレ対策というので出てきたのを見ますと、これに対応したもののがほとんどないですね。一番に挙がっているのは不良債権処理の促進なんです。これは三番目の言ってみればマネーサプライとの関係、この辺に關係してくるのか。一と二のことについては何もなし。個人消費、どうやって拡大していくのか、ないですね。対策が。金融だけでやろうとするからこんなことになるんですよ。金融だけでやろうとするから。なぜ、もうこれだけ要因挙げておられるんだ。たら、私が何を言わんとしていることはお分かりだと思ふんですけれども、これじゃ何にもならぬでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵君) そもそも、経済政策全体のこれは組立ての問題を是非御認識いただきたいと思ふます。

経済実態をよくする、つまり経済の活性化が必要であるということは十分に認識しています。そのためには、経済の長期的な成長力を高めるといふ意味で、規制緩和も行わなければいけません、民間にできることは民間に、民営化も行わなければいけません。そのことは昨年の骨太の方針以来ずっとやってきている。さらに、経済を活性化するための税制についての論議も、今、諮問会議、政府税調等々で進めている。そういう活性化が、この経済の活性化がすべての問題のベースであるというのが基本的な認識であり、私たちの

政策のスタンスであります。

そうしたことは行ってきた。需要の問題につきましても、第二次補正予算において事業費四兆円を超える、真水約四兆円の需要追加を確保しています。その効果が今正に出てくるところでありますので、需要等々については一応の手当てがなされているというのが基本的な認識であります。そうした中で、マネーサプライがなかなか増えないというその直接的な問題、これは金融問題であるということ、そのデフレ対応策には、その金融問題に、今回は金融問題を中心にしてその課された問題を解決していくことを示して、その上で、マネーサプライを増やすための、不良債権の処理、資産デフレ対策、日本銀行への更なる努力の期待、そういうことを取りまとめさせていただいていくわけです。したがって、需要政策、経済活性化がないのではなくて、それはそもそも行っているし、正に税制の改革等でもそういうことを行っている。特に第二次補正予算において需要が、常にその底割れを防ぐための需要が付けられているという点は是非御理解をいただきたいと思ふます。

○池田幹幸君 何かぐるぐるぐる回って、肝心なところがまたすばと落ちたような気がするんですが。要するに、金融だけじゃ駄目だということを私たちはよく分かっています。総合的な対策が必要なんです。いいながら、結局は出してきたのは金融だけじゃないですか。しかも、構造改革だといっているやつについて言ってみても、構造改革何をやるかという不良債権の最終処理ですよ。デフレ対策何をやるか、不良債権の最終処理。構造改革何をやるか、不良債権の最終処理。何でもそこへ来ちゃう。それしかないでしょう、言っていることが。

それで、短期の対策、長期の対策云々言われたけれども、じゃ、今の短期の問題で何をやるかというところについてひとつ、どういう手を打つかというところについて伺いたいんですが、これは非常

に面白いのは、財務省の財務総合政策研究所というところで、不良債権はデフレの結果だという、そういうかなりの分析をやっておられるんですね。私読ませてもらいました。

なかなか面白くて、結論は要するに、過剰債務がデフレを引き起こす効果は、デフレが過剰債務を増大させる効果に比べれば無視できるもの、だ、過剰債務が景気を悪化させる効果は見出せなかったが、景気悪化が過剰債務を増大させる効果は明らかだったという形で言っているんですね。非常にかなり説得力のある分析だと思ふんです。要するに、過剰債務、不良債権ですよ。これを回収するにはデフレを阻止することが最も効果的であるということ、言っておられる。

じゃ、それをやるために何をやるかということについては非常に大ざっぱで、それまでのかなり分析的なやつが、最後の段階になると、マクロ経済の基本的なところの金融政策を進めることが重要だということ、かなり乱暴な、またマネーサプライを強化すればよろしいと、こういうことになるんですね。結論は。

これはもう私今日言いました。マネーサプライ増やせばいいんだという金融緩和が成功しなかった。今そのことはもう証明されているわけですから、この結論はともかくとして、要するに、過剰債務を解消するにはデフレを阻止することが先決なんだと、不良債権最終処理ということで銀行の帳簿をきれいにしようということから出発するんじゃ駄目なんだという、こういう分析については、これは竹中大臣は同感ですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 原田次長の論文は私も読ませていただいておりますし、非常に貴重な点を指摘していると思ふます。

不良債権問題と過剰債務問題というのをあえて一体と考えますと、過剰債務、不良債権問題を起こす要因はデフレであると。しかし、デフレを起こす要因の一つが過剰債務、不良債権の問題であるというところは、理屈の上ではあり得るということとを原田さんもちんと主張しておられたと思ひ

ます。今、現実には起きていることは、このデフレと不良債権問題の間で一種の悪循環があつて、その悪循環を絶ちたいというのが私たちの思いです。

原田さんの分析は、そのどちらの方が大きいだろうかというところを、大きいのかどうかということではなくて、どういう関係があるだろうかということの一部計量的に見たものであります。ちよつとそれを読む限りは、非常に七つぐらいの変数の簡単な方程式で分析していらつしやるようですので、厳密な因果関係の分析、これは大変技術的な話で恐縮ですが、どちらが因果関係にあるかと、原因か結果であるかということ、分析するには、グレンジャーのテストと言われるような非常に細かな分析をやらなければ結果は出てこないのではありませんが、そこまではやっておられないのではないだろうかというふうに認識をしています。その一方についてはかなりはつきり分かります。その点は私も否定はいたしません。ただし、じゃデフレの原因は何なのかということに關して言うならば、これは意見は分かれるということなのだと思います。

じゃ、デフレの原因は何なのかについて、例えばその原田次長の持論は何かというと、それはマネーサプライが少ないからだ。日銀はもつともつと出せというのが原田さんの持論でございまして、ここは池田先生と大分違う結論にやはりそこはなるんではないかと思ふますが、だからそこはデフレの要因としては、私はやはり総合的に政策の責任を預かる人間としては、やはり総合的に考えて、考えられるものをやはりすべてやっていかざるを得ないのだと思ひます。

不良債権、例えば需要が弱いということも確かに一つの要因であります。私たちの経済財政白書の分析によりますと、不良債権、過剰債務が存在したことによって、それが原因で九〇年代後半の民間設備投資は八%抑えられているというような結果も出ております。したがって、そこはやはり、需要は確かに重要であります。その不良債

権問題というのはその原因にもなっている。その意味では、不良債権の問題、日銀の政策、それと需要活性化のための、今正に税制の改革をするための議論をしておりますので、それらを是非組み合わせて解決していきたいというふうに思うわけでありませう。

○池田幹幸君 大事なところへ来ています。それが、要するにデフレの原因について、これは、先ほどのデフレと債務、不良債権の関係についてはまあいいです。原田さんの分析は、結論が原田さんの場合には、マネーサプライをもっと増やさなきゃいかぬのだと、デフレの原因がそこにあるからだ。確かにそうなんですか。これは私は間違いだと思ふんですよ。

デフレの原因でだから先ほど確認したんです。政府の側、経済財政諮問会議でデフレ問題についての論点整理では三つに整理されております。私もそれについては賛成だと申し上げた、基本的には。足りない部分はあるけれども、円高、空洞化の問題はあるけれども、基本的には賛成だと。あなたもその立場だ。そうすると、原田さんとの違いはそこに明確にあるんですよ。

だから、デフレ対策としては、マネーサプライだけ、それじゃ駄目なんです。消費増やさなきゃいけません、個人消費拡大していかなくちゃいけません、そういうことでしょう。中小企業をきちんとした形で経営安定化させなければいけませんということがあるんですよ、そうでしょう。

だから、不良債権の最終処理、まずこれをやるんですよというところへ行くんじゃない、その不良債権を処理するためにはこれをやらなくちゃいかぬのだと、個人消費と中小企業対策ですよ。そういうところに政策の中心を置かなければいけないと、私たちがたびたびそのことを申し上げてきました。

ところが、税制も云々言っておられますけれども、税制についていえばむしろ我々と全く正反対、消費税を引き上げるといふうなことを検討している、しようというわけでしょう。我々は消費税

を減税しなさいと、むしろ消費を拡大しようと思えば、そういう立場に立っているわけですよ。

だから、これだけやってきてもなおかつ今一番先にやることは不良債権の最終処理だ、そうおっしゃるんですよ。そんなことをやっていったら駄目だということを再度強く申し上げて、ちょうど時間になりましたので、終わります。

○大淵綱子君 同じような質問になってしまっていますけれども、よろしくお願いをいたします。

平成十一年二月初めにゼロ金利を採用してから以降、今日まで我が国は大幅超低金利あるいは金融緩和と政策が継続されてまいりました。一昨年八月にいったんゼロ金利は解除されましたが、昨年三月、日銀当座預金残高を五兆円程度にするという金融緩和策が取られ、その後八月には当座預金残高を六兆円程度に引き上げる、九月には六兆円を上回ることを目標にいたしました。また、今年に入りましてからは、二月末には残高目標を十から十五兆円にするなど、我が国の金融は本当に一段と緩和をされてきました。

事実、当座預金残高は今年になってから八兆円を超えておりまして、資金の供給が十分に行われているというところは示されています。しかし、銀行の貸出残高を見ますと、平成九年度以降連続して減少し続けています。企業の資金需要がないと言われますが、一方で貸し渋りが起こっているとも言われています。企業が資金を借りない、一方、銀行も余り貸したくないというのは、資金が有効に使われなくて景気が良くなるはずはありませぬけれども、これからの政策の重点は企業の資金需要をいかにして引き出すかということだろうと思ひます。また、銀行が喜んで資金を企業に供給できる仕組みというのがあるのかどうか、私にもよく分からないわけですが、どんな仕組みが有効なのかというように真剣に考える必要があるんじゃないかと思ひます。

先ほど来、総裁も民間需要を引き出す努力は必要だと、こう言っているんですけれども、具体的に、じゃ、何をやるのかということが全く示され

ないという状況でございますが、これらについてお示しをいただきたいと思ひます。

○参考人(遠水優君) 民間の需要を引き出す。民間の需要というのは企業と家計が主でございますけれども、やっぱり企業にとっては、これはやってみたい、あるいは投資して新しい仕事をやってみたいといったような、そういう意欲が出てこない、投資意欲というのはリスクがありますから出ないわけでしょう。

そういう、民間が先行きにある程度安心して、これから競争激化していくんだから自分たちでもう一歩前進した新しい仕事を始めてみたいという意欲が出てくるというのは、やっぱりこれは金融だけでは無理な話であって、よく言われる構造改革と言われる、競争力本位で力のあるものが勝っていく、一歩前進したものが先に利益を出していくというような、こういう資本主義経済というものがある。また家計にとつてはいろいろ自分たちの所得あるいは給与というものが何とかなえていくことが望ましいと思ひます。ためたお金が安心して使えるようになっていく経済社会というのができていくことが必要だ。そういうこととを實現するのが今恐らく小泉総理の言っておられる構造改革というものはないかというふうに思ひます。そういうものが起こらないと、幾らお金を貸してもそれが金融市場以外に流れて企業や家計に流れ込んでいかぬということが、先ほどおっしゃったように、これまでの体験からしてもはつきりしていることだと思ひます。

それがゆえに、私どもは、構造改革が効果を上げ始めるまでかなりの時間も掛かるかもしれませぬし、当面の痛みを伴うものであるかもしれませぬけれども、中長期的に経済成長、安定的な経済成長を遂げるためにはやはりそれはなくてはならぬものであつて、それを下支えする意味で、金融が先行するような形で資金を潤沢に出している、底割れを防ぎ、必要な資金が調達できるようにしていくというように私どもは考えて

やってきているんだというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○大淵綱子君 おっしゃるところ、よく分かるんですね。

今まで資金が流れなかった産業に、新たな産業に資金が流れていくようにするという、そうした産業構造そのものを変えていく努力というのはもちろん非常に大事だと思つておられます。それは政治の力でかなりやることができるといふふうに思ふのですけれども、今、現実的にはどうなっているのか。

同じ政権がずっと継続して担当することによって、上手に産業構造そのものを転換することができない、予算の使い勝手を変えていくようなことが大胆にできないという、この極めて日本の政治の変わらなさがこのことを促さないことになっているんじゃないかと、私などはそう強く思っているわけでございます。ここを変えていくためにはやっぱり国民の決断も必要だということに今思つております。

さて、今年の初め、二月あるいは三月危機というのがまことしゃに言われていましたけれども、その後、株価は持ち直しました。危機は今は影を潜めました。もちろん、万が一のことを考えての日銀の潤沢な資金供給が危機を回避したというベース、そのベースにあったということとはそのとおりだと思ひます。それによつても、その潤沢な資金供給を支えた背景にはオペ対象の種類の拡大や担保の種類の拡大があつたと思ひます。

これらの対策がどの程度の資金の供給を可能にできたのか、おおよその数字で示すことができれば示してほしいということが一点、また、そうした種類の拡大によつて新たな問題は生じてこなかったのか、その評価についてもお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(増淵稔君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、一月それから三月と、国債買入れの対象銘柄の拡大、これは先ほど来御議

論のありましたいわゆる一年ルールの見直しというところでございますが、それから資金供給に当たっての適格担保の拡大を行いました。

適格担保の拡大の内容としては、いわゆる資産担保証券、ABC Pの現先オベの対象としても適格化するか、それからABC Pを適格化するか、それから住宅ローン債権、不動産を裏付けとするABSを担保の範囲に入れるとか、あるいは預金保険機構向け証書貸付債権及び交付税特会向け証書貸付債権の適格担保化といったことだと思います。

こは二つの効果があつたと考えております。

が、金融機関、金融市場に安心感を与えるということがまずあったと思います。具体的にこれらのものが現実には担保として使われた金額それ自体はこれまでのところそれほど大きくはございませんが、限界的に相應に担保拡大の現実的な効果もあつたと思います。それから、国債買入れの対象銘柄の拡大、これによりまして数十銘柄が新たに買入れ対象となつたという効果もございました。

全部合わせまして、年度末に掛けての日本銀行

全部合わせまして、年度末に掛けての日本銀行の資金供給力の強化、金融調節の円滑化といったことに貢献したと思います。年度末に掛けて当座預金の残高を非常に高いところに積み上げたわけでありましたが、二十七兆円というふうな数字を実現できたわけでありますが、そのような潤沢な資金市場の安定化に大いに貢献したと思っております。

これによるマイナスの影響といえますか、副

用等はなかったのかということでございますが、これまでのところ、そのようなことはないというふうに認識をいたしております。

人涖絹子君 国債の直接買入れの議論を促進す

させていくような弊害はないですか。

○参考人(増淵稔君) この点につきましては、先ほど總裁の方からも若干御答弁があったというふうに私記憶しておりますが、長期国債の買入れ対象銘柄の拡大、直近発行二銘柄を除いて買入れ対

象とするということは、国債の市場の整備が非常に進みまして入札の直後から活発に市場で売買が行われるという、そういう実態にかんがみ、また

市場参加者の要望もございましたので、それを踏まえてそういう措置を取ったわけでございまして、しかし、現実に市場での言わばふるいに掛けるといいますか、現実には取引がされて言わばこなれたものを買うということについては何の変化もございません。したがって、引受けといったようなこととは全く異なる、そういう厳格な一線は引き続き引かれているというふうに思っております。

のようなことを行うという日本銀行の姿勢自体

それが結果して圧力になっていくんじゃないかという懸念はだれもが持っているんじゃないかと思えますので、よろしくお願いをいたします。

これまでのところそれほど大きくはございません

とも、〇〇二年一月資料によりますと七十五兆四千三百五十八億円の残高となっていますけれども、三月末の現在で保有高を教えていただきましたことが一点と、これらの国債が、金利一%もし上昇したとするとどのくらいの評価損が発生するのと見込まれるのかということ、また評価損が発生した場合、それを対処する良い具体策はあるのかかどうか、あるいはその評価損は償却できるかどうかどう

ありますが、二十七兆円というふうな数字を中

○参考人(藤原作彌君) 詳しい数字は、済みません、つまびらかにしませんけれども、国債保有残高が増えているということは事実でございます。これは、先ほど来御質問ございましたように、長期国債買入れを増やしたために残高もしたがって増加しているということです。

人涖絹子君 国債の直接買入れの議論を促進す

影響を及ぼさないかということですが、私ども常々にその点については注意を怠りません。中央銀行の資産の健全性の確保という観点から、金利上昇に伴う国債の価格変動に対応しまして決算上の引き当てというものをちゃんと行っております。

して、金利リスク等への備えはできていると思います。経理上の償却等々も健全性を旨として万全を期しているつもりでございます。

○大渕絹子君 その一%金利上昇すると評価損の

○参考人(小池光一君) 長期金利が1%上昇した

といたしますと、概数でございますが、約一兆数

千億円の損失が発するということになるかと思
います。

○大淵絹子君 国債の評価が、格付がだんだん下

がつてくるということは金利が引き上がっていく

変これから先、評価損が発生するおそれというのは年々々々強くなっていくのではないかとということで、財政破綻を招くのではないかとという心配もするわけですが、気を付けてその対処をしていったきたいというふうに思います。

また、四月一日に発表されました日銀短観によ

りますと、中小企業はなお景気の悪化が続いていくように感じます。大企業を中心にようやく景気の悪化に歯止めが掛かるようになってまいりましたけれども、米国の景気回復が予想以上に早かったことに加えて、株価が持ち直してきたことなどがその要因として挙げられると思います。

かし、何といつても年初来の円安傾向が大きかつ

たのではないかと私は思っていますけれども、景気悪化に歯止めが掛かり出したその要因についてどういふふうに考えておられるのか聞かせていただきたいと思います。

○参考人(速水優君) 景気の現状を見ますと、設備投資を始めとして国内の最終需要は引き続き弱さの動きが続いておるわけです。家計や雇用あるある

いは所得環境、これらも厳しさがまだ増えている

一方で、米国や東アジアなどの海外経済の回復に向けた動きについては、ここへ来て一段とはつきりしてきたと、明るくなってきたということは言えると思います。

こういった海外経済情勢の動向に加えて、為替の円安の影響などもあって我が国の輸出は下げ止まっております。在庫の調整が一段と進んでおり

まして生産の減少テンポもかなりここへ来て緩やかになっております。もちろん、大企業と中小企業ではかなり見方が違う。特に、非製造業等についてはまだまだこれからだと思います。

しかし、今週初めに公表しました短観、これは

随分、八千社だったかな。たくさんの方のところからアンケートを定期的に取って、それを集計して前期と比較し、それが製造業についてはほぼ横ばい

と、先行きはもう少し良くなるといったような計

数、数字が出てきたわけで、こうした経済の現状が少しずつ明るくなって、底をついたのかなといった感じは持てるかと思いますが、中小企業で競争力が、将来見込みがないといったような中小企業がどうやって生き延びていくか、これはやはりいずれは衣替えをして、競争ができるもの、あ

るいは需要が増えていくものに変えていくかない限

りなかなか生き延びていくことは難しいというふうに思います。この辺のところは、それぞれの金融機関なり、あるいはそれぞれの官庁でこの対策が考えられていることだと思います。

しかし、この期末を越えたからといってすべてが良くなったわけでもございません。株価は多少

三月で上がって、これで一息ついたような感じは

○大洲網子君 円安傾向が景気悪化の歯止めの要
ます。

因ではないかという私の意見についてはどのような

○参考人(速水優君) やや長期的に見れば円安の要因はあつたと思いますけれども、比較的百三十円前後で安定しているということが私としては、これが輸出入業者あるいは為替関係を扱っている

人たちにとっては安定の要因ではなからうかと思
います。一時に比べれば円安になっていることは
確かでございますけれども、今、ドル、ユーロに
対して著しく円が安くなっているというものは
ないと思います。

○大淵綱子君 円を安定させておくためにいろ
ろな手法があるんでしょうけれども、日銀の外債
購入というものはその政策の選択の中に
あってもいいのではないかなと、こう考えますけ
れども、いかがでございますか。

○参考人藤原作彌君 外債購入をめぐって議論
が最近活発に行われているということは私も
承知してはいますが、この議論につきましても
は二つの側面があるかと思ひます。

一つは、今おっしゃったように、円安を実現す
るために、為替レートの円安化を目指してのそ
の手段としての外債の買入れであります。しかし
これは、日銀法上は為替相場の誘導を目的とする取
引を日銀が独自で行うということは認められてお
りません。為替介入によつて円安誘導を行うかど
うかという、そういった介入云々は財務省が決定
するというのが現在の法律の規定でございます。

それから、議論をめぐると一つ一つの論点は、円
資金を供給する手段として外債買入れを位置付
けるという考え方があります。これにつきましては、
日銀法上は特に問題はありませんで、金融調節
の必要性があるかどうかという観点から判断して
いくべき筋合いのものだと思います。

しかし、御承知のとおり、現在は短期及び長期
の国債がもう十分に存在しております。潤沢な
資金供給を行うという意味で、調節手段に支障を
来すという状況では全くございませんので、必要
性はないというふうには私は現時点では考えてお
ります。

○大淵綱子君 終わります。時間です。

○椎名素夫君 もうなるべく短くいたします。

この前に、去年の十月十八日に日銀の総裁に御
質問を申し上げて、質問というか、私の意見を勝
手に言ったような話であります。そのとき極め

て大ざっぱなことを言いましたが、一番最後に、
日銀というのは非常に金融負債ついでらつしやる
ので大きな存在にみえろるわけで、まあ事実
そうなんですよけれども、しかし、必要なこと
はやっていただきたい、必要でないことは場合に
よつていただきたい、やらないといけないことは絶対
やらないというところでやってくださいと、こう申
し上げたんですがね。

それは、その前提としては、あのときももう既
に流動性の供給で、今はじゃぶじゃぶじゃぶじゃ
ぶというぐらいいやうが、あのときでもじゃぶ
じゃぶぐらいいやうだと思ふんですね。しかし、幾
らガソリンを積み上げて、自動車のエンジンが
壊れていたら何にも動かないというのにどうも近
いような気がして、知恵出せ知恵出せというよう
なことを世間でも、政府の方からも言われるだろ
うけれども、余りうろうろならぬ方がいいん
ぢやないかということでも私申し上げたつもりで
あります。

それ以後、何か月かたつて、せんだつて報告書
いただいていろいろ読みましたが、私が申し上げ
たような感じから大きななれというのになしに
来られたという感じがいたします。今、増測理事
からお話があったやうなこと、一番大きなことは、
結局、流動性、非常に三月の期末に供給なさつた
ということ。ある意味では大変な実験をおやり
になつた。じゃぶじゃぶじゃぶぐらいいになつ
ちゃつてゐる。

しかし、さつきからお話があるやうに、マネー
サプライはちつとも増えない。一体どうすれば
いいかという話で、いろんな議論があつたわけ
です。が、どうもだれに責任があるかということ
を考えてみると、将来的には、できるだけひずみ
を作つていけるかということが一つあるでしょ
うけれども、そういう舞台の上でのプレーヤーであ
る、個人もそうですが、企業などが本気になつて
動かないと何にも動かないんじゃないかという気
が大変に最近しているわけでありま。

そのひずみのないマーケットをできるだけ、今
は大変にひずみがあると思つておりますけれど
も、過去の政策からきたひずみもあるし、パブル
の後遺症もあるし、その中で非常に目立つのがこ
の不良債権の問題である。それから、最近の経済
の動きの中でまた不良債権の問題が新しい問題と
しても発生しつつある。これ全体を見据えながら、
どうやっていくかということに知恵が出ないか
ということでも皆さんが考える。何よりも不良債権
というのを片付けようというやうな話で、先ほど
も非常に詳しく、いろいろ意見の相違はありまし
たけれども、一体、処理するといふんだつたら、
幾らあるか分からな過ぎや処理できないじゃないか
というやうなお話で、どこその解釈とか、極め
て専門的に面白いお話を伺わせていただいた。

【委員長退席、理事岡より子君着席】

しかし、考えてみると、非常に活発に動いて
いる経済の中で今不良債権といふのはどれだけある
んだろかということとは、もしも経済が好調に
回つてゐるときには余り問題にならないん
ぢやね。そんな話は高度成長期には、考えてみれば不
良債権といふのはたくさんあつたと思ふんです。

だけれども、こんなことは気にしない、でも経済
は回つていくといふ状況になれば、幾らか幾らか
というやうな話は余りエコノミストですらや
らないか、そういう状況をどうやって回復する
かといふことが私は問題なので、一体これ百兆を
超えるのか百八十兆なのかといふやうなことを一生
懸命議論するよりも、前向きに全体が動き出すよ
うなためには何をやるかといふやうな、もう少し
包括的な視野でやっていくべきだと私は思つて
おります。

不良債権の問題に目を付けると、とにかく一つ
一つ洗つてみようじゃないかといふので検査があ
り、特別検査をやつてといふことでありますが、
まずそういうことを一生懸命やり始めると、非常
にステイティックなプラス・マイナスの話と、と
にかく表が何か作らな過ぎやいけなから話があ
り、ダイナミックスといふのは、

附帯条件みたいなのでしか注目されないといふよ
うな傾向が出てくる。

それよりもつと大事なことは、一体、銀行の問
題もそうですが、不良債権といふのは銀行の先
の企業の問題でしょう。そうすると、これを一体ど
う扱うか。駄目だといふ、疑わしいやうな債務を
抱えてゐるところは早く退場してもらおうじゃ
ないかといふか、これは助けて育ててもらおう
じゃないかといふか、それから新顔が来たときに、こ
れは拾うか拾わないかという判断をしないとい
ふ。できるだけ再生したいといふことで再生法
といふやうなものを作つて、大いにそのやうな
でやろうといふわけですが、これもステイ
ティックな観察だけでは解決しない。お金の面でもダイ
ナミックスがあつて、それからそれを生み出す仕事
自体に目を付けなければいけないといふことが
むしろ一番大事だと私は思つております。それは役
所でやるわけでもないで、そういうことにし
ようといふことになつたら、これはまた銀行に任
せな過ぎやいけな、相当、取引先みんな知つて
いるはずですから。

しかし、そこで非常に心配になるのは、日本
でも一番大きな銀行が幾つか集まつてメガバンク
ができた。それで看板全部塗り替えて、それから何
か新しくできた頭取さんがそこらじゅうの新聞の
全面広告で本当にうれしそうな顔をしてにこに
こ笑つてといふのがありましたね。そうしたら、
ATMが動かなくなつた。これは二十四時間
で直つたからいいじゃないかといふ話じゃない
といふ気が私はするんです。

大きなスーパーが三つ集まつて巨大スパー
チェーンを作つた。それで看板塗り替えて、さあ
今日の十時から開店ですといふて、お客がそれ
じゃと行つてみたら入口の自動ドアが開かなか
つた。これは大変だ、申し訳ありませんがと店員
が出てきて、中にはちゃんと品物がありますから
こつちの方の裏口から皆さん入つてくださとい
ふやうなもので、こんなばかなことが起こると
いふことは、そもそも、何といふかな、資格がある

のかねという気が私は自分でビジネスをやった立場からいうといたしますね。

【理事田より子君退席、委員長着席】

その先にある今度はいろんな業種の仕事をしている人たちがどう考えるかというのは、またこれが大変な問題で、今ちょうど年代的に言いますと、非常にうまくつちやくな、経済が乱れたようなときに創業した人たちがいる。その人たちが少し年を取って二代目に移っているのが随分あるんですね、中小企業なんかで。そうすると、おやじが成功者で、おまえはうちで、とにかくちよつと五年ぐらいいはよで修業してきて、それからうちへ帰ってこい。それで、専務になって社長というようなことに今なっているような中小企業が大変多いですね。

すると、おやじさんと銀行との付き合いというのは、それなりの時代を通り越してきて非常に親密になって、余り文句も言わないで融資が継続していたというような関係のところが多いですね。そうすると、息子の二代目の方は当たり前にこれ続くものだと思ひ込んでいるような、意識改革ができていない人が実は多いんです。

それを見ると、今度は今のマネーサプライの話ですが、大きなところはいいけれども、ちつとも中小企業に回らぬ、貸し渋りが起きる、貸しはがしですか、が起きるとこれは問題だと。銀行が悪いというけれども、どっちも良くない。おまえ、性根を入れ替えろと言って忠告するようなことは余り銀行としてはやるべきでもないかもしれないけれども、むしろそういうことが必要なんです。それから、借りる方でも、おやじの時代とは違うんだという新しいパラダイムの中で、これからこういうことをやっていきたいんだというようなことをきちつと示せば、そこ辺りのお金というのは流れるものが随分あるんじゃないかと。私は、今のところ、責任というのは官から民へというけれども、民の意識改革というのをきちつとやらないとうにもならないという気がする。

平成十四年四月十二日印刷

いマーケットをどうやって作って、その中で様々な経済主体が活動できるようにするかという観点から、一つ一つじやなしに、不良債権の問題もそういう観点から総合的にやっていくという、今まあ政府はいないので、欠席裁判みたいでちよつと気の毒ですが、そっちの責任の方が今大きいんじゃないかという気がする。知恵が出ないものだから、日銀も知恵出せ、おまえ、金融でやれやれと、こういうことに余り乗っちゃいけない。

このじゃぶじゃぶじゃぶの話はどういうことかという、それははつきりおっしゃらないでしようけれども、皆さんの心理の中で働いているのは、日銀が日本の経済つぶしたと言われるのはかなわぬという動機が非常に大きいんじゃないかと思うんですね。ですから、やらない方がいいことはやらない方がいいという中に幾分足を突っ込み掛けて、しかし、これはまた撤退できる話です。それから結構ですが、この間の報告書の冒頭におっしゃったようなことをやっぱり主張し続けるということとは私は非常に重要だと思います。

それからもう一つ、最後のしかしながらと、こう申し上げますが、一番おしまい、ごあいさつの中で「最後の貸し手」としてというお言葉があった。最後の貸手という機能が顕現化するときというのは、最後にならないときで、新たな混乱の始まりみたいなことになるわけですね。最後の貸手が動出したというのは、そこから話が始まって大ごとになる。ですから、最後の貸手ではあるけれども、最後の貸手というような事態が起らないようにするために日銀ができることというのは、常に二十四時間考えておいていただきたいということを付け加えまして、いろいろ申し上げましたが、御感想をお願いしたいと思います。

○参考人 速水優君 椎名先輩は本当に私どもに、ある部分では耳の痛い、ある部分では激励をしてくださって、お言葉をいただきまして大変感謝しております。

平成十四年四月十五日発行

も一同頑張つてこの難関を乗り越えていきたいと思つております。

どうもありがとうございました。

○委員長(山下八洲夫君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。午後四時十三分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願(第九五二号)(第九五三号)

一、消費税率の引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願(第一〇〇九号)

第九五二号 平成十四年三月十五日受理

消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願

請願者 和歌山県海草郡野上町福井一、二

〇二 中谷とし子外二万三千八百八十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第九五三号 平成十四年三月十五日受理

消費税率についての大幅引上げ反対及び三％への引下げに関する請願

請願者 和歌山市坂田七三三ノ八 山本昌

之外二万三千八百八十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一〇〇九号 平成十四年三月二十日受理

消費税率の引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町中山一四ノ

五 佐藤寛子外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局